補助金等適正化検証シート(D-01~D-04 総括)

1 補助金等の概要

補助金等名称	市立小・中学校に対する交付金							
交付先の分類	○ 不特定の個人・	女の団体を選考)						
交付の相手先	市立小・中学校		平成23年度 交付者(団体)数					
交付の相手先の要件	市立小・中学校							
補助事業の 内容・目的		育活動について、各:)ることにより、児童			充実や課題克服、			
補助対象経費	各学校の教育諸課題	夏の克服や児童生徒の)体験活動、教員の研	开究授業、学校図書(館教育等に係る経費			
	所属コード	部名	課名					
担当部課名	218011	学校教育部 学校教育推進課		補助開始年度	-			
総合計画	章	個性かがやく「文化						
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育 学校教育の充実	り作進					
予算事業名		·種教育指導·推進事	業					
根拠規定等		特色ある学校づくり な育協同推進研究学校		進・図書館ボランティア活፤	動支援交付金交付要			
	総額	1 交付先あたり補助額		もごとに補助額が異 ⁷				
平成23年度	04 004 000		平均的な額	最も低い額	最も高い額			
補助実績(円)	24,864,000	-	-	-	-			
	● 全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額 ○ 一定割合 ○ その他	予算の範囲内において、補助対象事業費を基に上限額を算出。 100%						
	市	府	国	団体の管理的				
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有			
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先						

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	市立小・中学校、またその児童、生徒と教職員が対象であり、公教育において将来を担う児童等の成長に寄与することは、市民全体の利益につながるものといえる。 また、当事業は公立の学校教育の充実を図るものであり、 民間事業者では実施されない事業である。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	補助の対象者は、市立小学校32校、中学校14校の全校であり、公平性は高い。 また、補助額についても、一律又は学校規模(児童生徒数や学級数など)に応じて算出しており、学校間における公平性は高い。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	交付金を活用して各学校において特色ある教育・研究活動を実施されており、有効性は高い。また、学校や児童等の実情に応じた教育活動を実施するためには、教育委員会で直接執行するよりも、各学校に交付金を支出し、各学校が主体的に活動するほうが機動的であり効果が高いため、補助金等執行が適切である。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)				
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	予算の範囲内で事業に必要な経費を見積もり、上限額を定 めている。				
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	○ はい ● いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。				
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外					
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	● はい○ いいえ					
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	市立小・中学校への交付金は市(教育委員会)の施策の推進上必要なもので、この事業が各学校現場でしかできないものであることから、公募はできない。				
6	団体の運営費に対して補助をしていな い	はいいいえ対象外					
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	はいいいえ対象外					
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外					
9	補助団体から別の団体へ再補助してい ない	はいいいえ対象外					
10	団体の事務局は団体自らが行っている	● はい○ いいえ○ 対象外					

4 今後の方向性

	● 現行どおり継続		見直し内容	
	○ 見直して継続	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費
	() 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他	
1		説	明	
	市立の小・中学校においては、当該交付公立学校教育の充実にとって欠かせない			学校運営が行われており、
2	次回の見直し年度	平成 27 年度		

市立小・中学校に対する交付金(D-01~D-04)

	補助金・交付金名	事業の内容・目的等
1	茨木市立小・中学校特色ある学校づくり推進交付金	小・中学校の各学校が解決すべき教育課題への研究と、教育活動の一つとして児童、生徒の豊かな体験活動を実施することによって、特色ある学校づくりを推進していくことを目的とする。
2	茨木市授業づくり推進交 付金	小・中学校において、経験年数の浅い教職員が急増するなかで、当該教職員の育成と資質の向上、授業力を高めるのための組織的な授業研究を進める目的から、校内で研究授業を実施し学力向上の取組みを行う。
3	茨木市図書館ボランティア活動 支援交付金	小・中学校の学校図書館は、読書活動の拠点として、ことばを学ぶ力、想像力を豊かにし表現力を高めることなど、学力の基礎を培ううえで重要であり、学校と地域の図書館ボランティアが連携して読書活動を推進している。
4	茨木市中学校区人権教育 協同推進研究学校交付金	小・中学校の人権教育の推進を図るため、茨木市教委が人権 教育の推進学校を中学校区で指定し、小中学校と地域がそ れぞれ連携のもと、3年間、調査、研究を行い、人権教育 を広めるもの。

補助金等適正化検証シート(D-01)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市立小・中学校特色ある学校づくり推進交付金						
交付先の分類	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)						
交付の相手先	茨木市立茨木小学校 ほか 46小・中学校の	で特色ある学校づく!))同推進委員会)推進委員会	平成23年度 交付者(団体)数	46		
交付の相手先の要件	特色ある学校づくり)推進のための校内研	肝究会や講演会の実施	他、各種調査研究、 	視察研修を行う。		
補助事業の 内容・目的			題への研究と、教育 きある学校づくりを指				
補助対象経費		ら研究会への参加、視 その体験活動に係る紹	見察研修の実施、外部 Y費。	8の学習の支援者に	対する報償、研究に		
	所属コード	部名	課名				
担当部課名	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	平成14年度		
総合計画	章	個性かがやく「文化					
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育 学校教育の充実	前の推進				
予算事業名	研究指定校事業	子仪教育の元天					
根拠規定等	茨木市小・中学校特	持色ある学校づくり推	<u></u> 建连交付金交付要綱				
	総額	1 交付先あたり補助額		もごとに補助額が異 ⁷	なる場合		
平成23年度	40 500 000		平均的な額	最も低い額	最も高い額		
補助実績(円)	19,500,000		400,000	300,000	500,000		
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)		
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	● 定 額○ 一定割合○ その他	15学級未満 15学級以上 20学級未 20学級以上	300,000円(上限) 満 400,000円(上限) 500,000円(上限)		100%		
	市	府	国	団体の管理的			
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有		
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先					

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	市立学校の教育課題の克服やその児童、生徒の体験活動に対応するためのもので、公教育において将来を担う児童等の成長に寄与することは、市民全体の利益につながる。また、公立の学校教育の充実を図るものであり、民間企業では実施されない。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	市立小学校32校、中学校14校全校を対象に補助を行っており、公平性は高いといえる。 学校規模(学級数)に応じて算出しており、学校間における公平性は高い。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	市立小・中学校の教育課題の克服や教員の授業力の向上などに対応するための事業を実施しており、有効性は高い。 各学校その児童、生徒の実情に応じた教育活動を実施するためには、教育委員会で直接執行するよりも、各学校に交付金を支出し、各学校が主体的に活動する方が機動的であり効果が高いため、補助金執行が適切である。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	予算の範囲内で事業に必要な経費を見積もり、上限額を定 めている。
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	○ はい ● いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	● はい○ いいえ	
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	市立小・中学校への交付金は市(教育委員会)の施策の推進 上必要なもので、この事業が各学校現場でしかできないも のであることから、公募はできない。
6	団体の運営費に対して補助をしていな い	● はい○ いいえ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	● はい○ いいえ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助してい ない	はいいいえ対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	● はい○ いいえ○ 対象外	

4 今後の方向性

	● 現行どおり継続		見直し内容	
	○ 見直して継続	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費
	() 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他	
1		説	明	
	市立の小・中学校においては、当該交付公立学校教育の充実にとって欠かせない			学校運営が行われており、
2	次回の見直し年度	平成 27 年度		

補助金等名称 茨木市立小・中学校特色ある学校づくり推進交付金

団体名	茨木市立茨木小学 推進委員会	茨木市立茨木小学校特色ある学校づくり推進委員会 ほか46小・中学校の同 推進委員会					
設立目的	特色ある学校づくりを校内で推進し、もって本市の学校教育の充実と教職 員の資質の向上を図る。						
活動内容	特色ある学校づく 究、視察研修を行		でための)校内i	研究会や講演会の実	施、各種調査研	
設立年月	平成 14 年 4	月	会費(空	丰額)	0	円/人・団体	
会員(団体)数	人(う? 団体の集合体の場			人) 団体			
	決算状況は、団体 人・株式会社等、 事業分のみの決算	当該補	助事業以	外が当	てください。ただし、 Eたる事業である団体 Sい。	社会福祉法は、当該補助	
	市補助金	19,	500,000		補助対象経費	19,475,177	
	会費収入			当 該 補	(うち管理的経費)		
決算状況	事業収入			助事業	(うち人件費)		
(平成23年度)	国・府補助金			業経費	補助対象外経費		
(単位:円)	その他補助金			~	補助事業経費 計	19,475,177	
	その他の収入			当該社	輔助事業・以外の経費		
	前年度繰越金						
	収入合計	19,	500,000		支出合計	19,475,177	
	収入に占める 市補助の割合		100.0%	収	支(次年度繰越金 市に戻入)	24,823	

【茨木市立小・中学校特色ある学校づくり推進交付金】

項目	豊中市	池 田 市
同等補助金	○ 有 ○ 無	● 有 ○ 無
補助金名	体験活動推進事業	委託金
補助額()	18,000,000	5,968,000
事業内容	各校の研究推進の補助	各校の研究推進の補助
補助対象	参加費・講師謝礼・研修会参加費等	参加費・講師謝礼・研修会参加費等
その他 特記事項	小41校 中18校	小 1 1 校 中 5 校 幼 (平成 2 2 年度から人権部の 予算と合わせることになり、増額になった。平成 2 1 年度までは4,180,000)
項目	吹田市	高槻市
同等補助金	有無	● 有 ○ 無
補助金名	小中一貫教育推進事業	学校経営推進事業
補助額()	1,800,000	14,750,000
事業内容	各校の研究推進の補助	各校の研究推進の補助
補助対象	参加費・講師謝礼・研修会参加費等	参加費・講師謝礼・研修会参加費等
その他 特記事項	小35校 中18校	小41校 中18校
項目	箕 面 市	摂 津 市
同等補助金	有無	● 有 ○ 無
補助金名	特色ある学校づくり推進交付金	特色ある学校づくり補助金
補助額()	7,260,000	5,650,000
事業内容	各校の研究推進の補助	各校の研究推進の補助
補助対象	参加費・講師謝礼・研修会参加費等	参加費・講師謝礼・研修会参加費等
その他 特記事項	小14校 中8校	小10校 中5校

全校の補助額(単位:円)

補助金等適正化検証シート(D-02)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市授業づくり推	建交付金								
交付先の分類	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)									
交付の相手先	茨木市立茨木小学杉	えほか46小・中学校		平成23年度 交付者(団体)数	39					
交付の相手先の要件	茨木市教育委員会 <i>0</i>)指定を受けた茨木市	万立小・中学校とする	3.						
補助事業の 内容・目的		小・中学校において、経験年数の浅い教職員が急増するなかで、当該教職員の育成と資質の向上、 受業力を高めるのための組織的な授業研究を進める目的から、校内で研究授業を実施し学力向上の 収組みを行う。								
補助対象経費	校内の研究授業の実 必要な消耗品に係る		研究に必要な図書等	学の文献、授業で使用	用する教材づくりに					
	所属コード	部名	課名							
担当部課名	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	平成20年度					
総合計画	章	個性かがやく「文化創造都市」の実現								
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育 学校教育の充実	前の推進 ニューニー							
予算事業名	各種教育指導・推進	-								
根拠規定等	茨木市授業づくり交	· 付金交付要綱								
	総額	1 交付先あたり補助額		たごとに補助額が異れ						
平成23年度	0.004.000		平均的な額	最も低い額	最も高い額					
補助実績(円)	2,864,000		73,000	30,000	160,000					
は中央の毎ウナナ	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)					
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定額○ 一定割合● その他	校内研究授業 1 回につき30,000円を上限として実支出額。			100%					
	市	府	国	団体の管理的						
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	●無 ○有					
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先								

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	市内小・中学校教職員の資質向上のためのものであり、児童生徒の学力向上につながる。 また、公立の学校教育の充実を図るものであり、民間企業では実施されない。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	校内研修会を取り組む学校に対して公平に交付されてい る。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	各学校ごとに特色ある授業づくりが進められており、学力向上につながっていることから有効性は高い。また、教育委員会が直接執行するよりも、各学校に交付金を支出し、各学校が主体的に活動する方が機動的であり効果が高いため、補助金執行が適切である。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	● はい○ いいえ	
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	 はい いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	● はい○ いいえ	
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	市立小・中学校への交付金は市(教育委員会)の施策の推進上必要なもので、この事業が各学校現場でしかできないものであることから、公募はできない。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	● はい○ いいえ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外	

4 今後の方向性

	● 現行どおり継続		見直し内容						
	○ 見直して継続	□補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費					
	() 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他						
1		説	明						
	各学校ごとに特色ある授業づくりが進められており、学力向上につながっていることから現行どおり継続とするが、 市内の全小中学校が校内授業研究会の実施回数の増加を図り、より内容を充実するよう努める。								
2	次回の見直し年度	平成 27 年度							

補助金等名称が大市授業づくり推進交付金

	1								
団体名	茨木市立茨木小学校 ほか46小・中学校								
設立目的	茨木っ子プラン22の施策において、学力向上の取組を学校体制で進め、 学校教育の推進のため、若年層教諭の急増の対策としての若手教員の育成 及び教職員の資質向上を図るため、平成20年度より発足した。教職員の 資質の向上には、校内授業研究を推進することが欠かせないため、校内で の授業研究会実施のための補助金とする。								
活動内容	授業研究を校内で推進し、児童生徒に確かな学力を育成する授業づくりを 学校体制で進める。								
設立年月	平成 20 年 4	月 会	費 (年	E額)		円/人・団体			
会員(団体)数	人(うき) 対			人) 団体					
		当該補助	事業以	外がE	てください。ただし、 Eたる事業である団(さい。				
	市補助金	2,864	4,000	N/A	補助対象経費	2,863,995			
	会費収入			当 該 補	(うち管理的経費)				
決算状況	事業収入			助 事	(うち人件費)				
(平成23年度)	国・府補助金			業経費	補助対象外経費				
(単位:円)	その他補助金			貝	補助事業経費 計	2,863,995			
	その他の収入			当該袖	前助事業・以外の経費				
	前年度繰越金								
	収入合計	2,864	4,000		支出合計	2,863,995			
	収入に占める 市補助の割合	10	00.0%	4又3	支(<mark>次年度繰越金</mark> 市に戻入)	5			

【茨木市授業づくり推進交付金】

項目				豊	中	市					池	田	市		
同等補助金		(\bigcirc	有		•	無		(0	有		•	無	
補助金名															
補助額()															
事業内容															
補助対象															
その他 特記事項									研究委託料とし	ンて	全小「	中学校	に合言	†5,40	8,000円
項目				吹	田	市					高	槻	市		
同等補助金		(0	有		•	無		(0	有		•	無	
補助金名															
補助額()															
事業内容															
補助対象															
その他 特記事項	各学校の ^注 円)	研究哲	受業	の講師	師謝金	を予算	算化(53	36,000							
項目				箕	面	市					摂	津	市		
同等補助金		(\bigcirc	有		•	無		(•	有		\bigcirc	無	
補助金名	()						教育関係団体衫	甫助	金事	¥			
補助額()															4,420,00
事業内容									特色ある学校で その内講師謝金 用。	づく 金と	りの <i>†</i> して、	ため各: 各学	学校 校 1 7	こ25万 5円 ~	円~30万円 7万円使
補助対象									市内小中学校の	の特	色ある	る授業	づく!)	
その他 特記事項															

全校の補助額(単位:円)

補助金等適正化検証シート(D-03)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市図書館ボランテー	仍活動支援交付金									
交付先の分類	○ 不特定の個人	·団体 ● 特別	女の団体を選考)								
交付の相手先	茨木市立茨木小学校	えほか46小・中学校	マ成23年度 交付者(団体)数								
交付の相手先の要件	茨木市立小・中学校										
補助事業の 内容・目的	高めることなど、学	小・中学校の学校図書館は、読書活動の拠点として、ことばを学ぶ力、想像力を豊かにし表現力を 高めることなど、学力の基礎を培ううえで重要であり、学校と地域の図書館ボランティアが連携し て読書活動を推進している。									
補助対象経費		図書館ボランティアの 宮の環境整備に係る紹		売み聞かせ用の大型[図書、読み聞かせの						
	所属コード	部名	課名								
担当部課名 	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	平成21年度						
総合計画	章		固性かがやく「文化創造都市」の実現								
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育 学校教育の充実	1の推進								
	各種教育指導・推進	-									
根拠規定等	茨木市図書館ボラン	/ティア活動支援交付	寸金交付要綱								
	総額	1 交付先あたり補助額		もごとに補助額が異 ⁷							
			平均的な額	最も低い額	最も高い額						
交付の相手先の要件 補助事業の 内容・目的 補助対象経費 担当部課名 総施策事業名 根拠規定等 平成23年度 補助裏績(円) 補助額の算に対して) 財源内訳(%)	2,300,000	50,000									
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)						
	● 定 額○ 一定割合○ その他	読書活動に要する経費			100%						
	市	府	国	団体の管理的							
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有						
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先									

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	市内全小・中学校に交付することにより、すべての小・中学生の読書活動の推進に寄与するものなので、公益性は高い。 また、公立の学校教育の充実を図るものであり、民間企業では実施されない。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	市立小学校32校、中学校14校全校を対象に同額の補助を 行っており、公平性は高い。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	本交付金を活用して、図書館ボランティアの活動が充実するとともに、児童・生徒の読書活動が推進されているため、有効性は高い。また、教育委員会で直接執行するよりも、各学校に交付金を支出し、各学校が主体的に活動する方が機動的であり効果が高いため、補助金執行が適切である。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	● はい○ いいえ	
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	 はい いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	● はい○ いいえ	
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	市立小・中学校への交付金は市(教育委員会)の施策の推進上必要なもので、この事業が各学校現場でしかできないものであることから、公募はできない。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	はいいいえ対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	● はい○ いいえ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外	

4 今後の方向性

	● 現行どおり継続		見直し内容	
	○ 見直して継続	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先) □ 補助対象経費	
	〇 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他	
1		説	明	
	本市公立小・中学校の読書活動を支援す を担っており、活動の継続、発展を図る		ィアの活動は、児童・生徒の読書活動の充実に大きな)継続とする。	役割
2	次回の見直し年度	平成 27 年度		

補助金等名称が大市図書館ボランティア活動支援交付金

団体名	茨木市立茨木小学	校 46/	小・中学校	ξ			
設立目的	各学校の図書館ボランティア活動により、学校図書館の環境整備、読書活 動を効果的に進める。						
活動内容	図書館ボランティアは、地域の方々、保護者の方々で、本の楽しさを子ど もたちに伝える読み聞かせ活動、図書館環境をよりよくする環境整備の活 動、図書の貸し借り等図書館の業務を助ける活動を行っている。						
設立年月	平成 20 年 4	月	会費(生	F額)		円/人・団体	
会員(団体)数	人(うち市民 人) 団体の集合体の場合 46 団体						
		当該補	助事業以	<mark>りかが</mark> ら	てください。ただし、 生たる事業である団(さい。		
	市補助金	2,	300,000		補助対象経費	2,299,439	
	会費収入		0	当 該 補	(うち管理的経費)	0	
油管排 扣	事業収入		0	助事	(うち人件費)	0	
決算状況 (平成23年度)	国・府補助金		0	業経費	補助対象外経費		
(単位:円)	その他補助金		0	7 ~	補助事業経費 計	2,299,439	
	その他の収入		0	当該裕	前助事業・以外の経費		
	前年度繰越金		0				
	収入合計	2,	300,000		支出合計	2,299,439	
	収入に占める 市補助の割合		100.0%	収3	支(次年度繰越金 市に戻入)	561	

【茨木市図書館ボランティア活動支援交付金】

項目				豊	中	市						池	田	市			
同等補助金			0	有		•	無				\bigcirc	有		•	無		
補助金名																	
補助額()																	
事業内容																	
補助対象																	
その他 特記事項	司書を	配置し	てい	る。					司書を配	置して	てい	る。					
項目				吹	田	市						高	槻	市			
同等補助金			\bigcirc	有		•	無				\bigcirc	有		•	無		
補助金名																	
補助額()																	
事業内容																	
補助対象																	
その他 特記事項	読書活	動支援	者配	是事	業で支	援者	を配置して	いる。	小:図書 いる。	館支持	爰員	、中	:読書	環境類	整備員	員を配	置して
項目				箕	面	市						摂	津	市			
同等補助金			0	有		•	無				0	有		•	無		
補助金名																	
補助額()																	
事業内容																	
補助対象																	
その他 特記事項									学校読書	活動技	佳進	サポ・	ーター	を配置	<u>ー</u> 置して	こいる。	,

1件あたりの補助額(単位:円)

補助金等適正化検証シート(D-04)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市中学校区人権教育協同推進研究学校交付金						
交付先の分類	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)						
交付の相手先		区人権教育協同推進 区が研究指定を受けて		平成23年度 交付者(団体)数	1		
交付の相手先の要件	教育委員会の指定を	受けた茨木市中学校	交区人権教育協同推進	발研究学校とする。			
補助事業の 内容・目的	小・中学校の人権教 小中学校と地域がそ	育の推進を図るため れぞれ連携のもと、	、茨木市教委が人権 3年間、調査、研究	教育の推進学校を中 究を行い、人権教育 ²	『学校区で指定し、 を広めるもの。		
補助対象経費	先進校への視察、杉	で内研修会や研究授業	美の実施、研究に必要	要な図書等文献に係る	る経費。		
	所属コード	部名	課名				
担当部課名	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	平成12年度		
総合計画	章	個性かがやく「文化					
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育 学校教育の充実	り推進				
予算事業名	研究指定校事業	3 123213 10702					
根拠規定等	茨木市中学校区人権	教育協同推進研究学	^全 校交付金交付要綱				
	総額	1 交付先あたり補助額		もごとに補助額が異 ⁷			
平成23年度 補助実績(円)	000 000	000 000	平均的な額	最も低い額	最も高い額		
	200,000	200,000					
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)		
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	● 定額○ 一定割合○ その他	予算の範囲内において		100%			
	市	府	国	団体の管理的			
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有		
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先					

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	中学校区内の学校で連携し、人権感覚と「生きる力」を育み、共通の視点で未来を担う子どもを育て、人権教育を広めることに有効で、公益性が高い。 また、公立の学校教育の充実を図るものであり、民間企業では実施されない。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	教育委員会が14中学校区のなかから、3年間人権教育協同 推進研究学校となる中学校区を研究指定する性格のもので ある。14中学校区間では公平性は保たれている。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	中学校区の小中学校が連携して、視察や研修会を実施し、学力向上を目指した授業方法の研究を推進している。小中連携した人権教育の推進、地域で子どもを見守り育てる取り組みを進めるうえで有効である。また、教育委員会で直接執行するよりも、各学校に交付金を支出し、各学校が主体的に活動する方が機動的であり効果が高いため、補助金執行が適切である。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	予算の範囲内で事業に必要な経費を見積もり、上限額を定 めている。
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	○ はい ● いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	全ての中学校区に平等に交付するため、茨木市教育委員会 の指定を受けた中学校区とする。
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	全ての中学校区に平等に交付するため、茨木市教育委員会 の指定を受けた中学校区とする。
6	団体の運営費に対して補助をしていな い	● はい○ いいえ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	● はい○ いいえ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	● はい○ いいえ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外	

4 今後の方向性

	● 現行どおり継続		見直し内容					
	○ 見直して継続	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先) □ 補助対象経費					
	〇 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他					
1	説明							
	人権教育を推進するための中学校区ごとの指定であり、今後順次、他中学校校区を指定していく。公募や会費の徴収 はなじまない。							
2	次回の見直し年度	平成 27 年度						

補助金等名称 茨木市中学校区人権教育協同推進研究学校交付金

	<u> </u>							
団体名	茨木市(養精)中学 (現在、養精中学校	茨木市(養精)中学校区人権教育協同推進研究学校 (現在、養精中学校区が研究指定を受けている。)						
設立目的	本市における人権教育の推進を図るため、研究の中心となる人権教育協同 推進研究学校を中学校区として指定する。							
活動内容	小・小連携、小・中連携、及び地域連携のもとに研究体制を整備し、計画 的・継続的に調査研究し、人権教育の推進を図る。							
設立年月	平成 12 年 4 月 会費(年			F額)	0	円/人・団体		
会員(団体)数	人(う) 団体の集合体の場		人) 団体					
		当該補	助事業以	りかがま	てください。ただし、 たる事業である団(さい。			
	市補助金		200,000		補助対象経費	184,640		
	会費収入		0	当 該 補	(うち管理的経費)			
決算状況	事業収入		0	助 事	(うち人件費)			
(平成23年度)	国・府補助金		0	業経費	補助対象外経費			
(単位:円)	その他補助金		0	其	補助事業経費 計	184,640		
	その他の収入		0	当該袖	輔助事業・以外の経費			
	前年度繰越金		0					
	収入合計		200,000		支出合計	184,640		
	収入に占める 市補助の割合		100.0%	収支	(次年度繰越金)	15,360		

【茨木市中学校区人権教育協同推進研究学校交付金】

項目	豊中	7 市	池田市
同等補助金	〇 有	無	有無
補助金名			池田市人権教育研究委託料
補助額()			1,568,000
事業内容			小中学校各校の人権教育研究費補助
補助対象			学校
その他 特記事項			16校×98,000円
項目	吹田	市	高機市
同等補助金	〇 有	無	有無
補助金名			中学校区多文化共生・国際理解推進事業(事業補助)
補助額()			489,000
事業内容			報償費、消耗品に充当
補助対象			中学校区(5 校×5万円)、市外教行事参加バス 代・保険料
その他 特記事項			
項目	箕 面	ī 市	摂 津 市
同等補助金	〇 有	無	○ 有 ● 無
補助金名			
補助額()			
事業内容			
補助対象			
その他特記事項			

全校の補助額(単位:円)

補助金等適正化検証シート(D-05)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市教育研究会補	助金					
交付先の分類	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)						
交付の相手先	茨木市教育研究会			平成23年度 交付者(団体)数	1		
交付の相手先の要件	教育関係団体						
補助事業の 内容・目的	市立幼・小・中学校園 ように研究を進める 上、学習指導に生か	園の教職員が会員とた 6自主研究組織であり いしている。	なり、日常の教育活動 り、授業研究や研修会	動を通して、理論と 会などの実施によっ⁻	実践が一体化される て、教職員の資質向		
補助対象経費	大阪府公立小学校算	算数教育研究会、大阪	反府公立学校事務研究	究会など関係団体への	の分担金の経費。		
	所属コード	部名	課名				
担当部課名	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	昭和40年		
総合計画	章 個性かがやく「文化創造都市」の実現						
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育 学校教育の充実	り作進				
予算事業名	各種教育指導・推進	-					
根拠規定等	茨木市教育関係団体	x補助要綱					
	総額	1 交付先あたり補助額		<u>もごとに補助額が異</u> れ			
平成23年度 補助実績(円)	4 500 000	4 500 000	平均的な額	最も低い額	最も高い額		
情助关旗(口 <i>)</i>	1,520,000	1,520,000					
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)		
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	● 定 額○ 一定割合○ その他大阪府公立小学校算数教育研究会、大阪府公立学校事務研究会など関係団体への分担金の経費。						
	市	府	国	団体の管理的			
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有		
他団体への支出	○無 ●有	無 ● 有有の場合は 大阪府公立学校事務研究会・大阪府公立小学校算数教育研究会等の33団体					

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	茨木市立幼・小・中学校園の教職員が会員となり、理論と 実践が一体化されるよう研究・実践を進めている茨木市教 育研究会の活動を補助することで、教職員の専門性や園 児・児童・生徒への指導力を高めるとともに、行事等を通 じて園児・児童・生徒の全人的発達を図ることができ、公 益性が高い。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	市立幼・小・中学校(園)教職員全員から構成される、教育内容についての自主研究組織であり、各学校、各幼稚園間における公平性は高い。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	経験年数の少ない教職員が増加する中で、教育活動の継承・発展と教職員の同僚性、専門性を高めるうえで有効性は高い。また、教職員で組織する団体が各課題について活動するほうが機動的であり効果が高いため、補助金執行が適切である。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	形式上は使途を指定しないで交付しているが、実質的に は、教育課題ごとに組織された研究会等への分担金相当額 を補助している。
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	● はい○ いいえ	
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	補助対象は茨木市教育研究会のみであるが、当該組織は、 ほぼ全ての市立小・中学校の教職員が加入している組織で ある。
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	市立小・中学校への交付金は市(教育委員会)の施策の推進 上必要なもので、この事業が各学校現場でしかできないも のであることから、公募はできない。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	はいいいえ対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	はいいいえ対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	○ はい ● いいえ ○ 対象外	当該補助金は、教育課題ごとに組織された研究会への分担 金相当額を補助しているが、その負担金は教育委員会から 直接執行するほうが望ましい。
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	はいいいえ対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外	

4 今後の方向性

	〇 現行どおり継続		見直し内容	
	● 見直して継続	□補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費
	〇 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	✓その他	
1		説	明	
	補助内容は、大阪府公立小学校算数教育の分担金であることから、事務執行の送方向で検討する。			
2	次回の見直し年度	平成 27 年度		

補助金等名称が大市教育研究会補助金

	<u> </u>					
団体名	茨木市教育研究会					
設立目的	茨木市立幼・小・中学校園の教職員が、園児、児童、生徒の全人的発達を 目指し、日常の教育活動をとおして、理論と実践が一体化されるよう研究 を進める。					
活動内容	幼稚園部、小学校教科部、中学校教科部、小中学校教科外部の中に部会(国語・算数・・・等)を設け、部会ごとに研究主題を設定し、授業研究や研修会を実施し、教職員の資質向上に努めるとともに、その成果を各学校園での学習指導に生かす。					
設立年月	昭和 40 年 4	月	会費(年	F額)	2,400	円/人・団体
会員(団体)数	1,393 人(うち市民 0人) 団体の集合体の場合 団体					
	计算性记录 团体	· 小 会体	加士太羊	1 =1) -	L てください。ただし、	ウキーイヘ ウロ ウィレミ±
		当該補	助事業以	<mark>外が</mark> 3	<mark>上たる事業である団体</mark>	
	市補助金	1,	520,000		補助対象経費	3,959,233
	会費収入	3,	367,200	当 該 補	(うち管理的経費)	3,959,233
決算状況	事業収入		0	助事	(うち人件費)	0
(平成23年度)	国・府補助金		0	業経費	補助対象外経費	0
(単位:円)	その他補助金		0		補助事業経費 計	3,959,233
	その他の収入		356	当該袖	輔助事業・以外の経費	0
	前年度繰越金	1,	151,629			
	収入合計	6,	039,185		支出合計	3,959,233
	収入に占める 市補助の割合		25.2%	収支	(次年度繰越金)	2,079,952

【茨木市教育研究会補助金】

項目	豊中市	池田市
同等補助金	有無	有無
補助金名	市教研補助金	教育研究会運営助成金
補助額()	1,243,800	250,000
事業内容	教育研究の推進	部会の活動費・行事費
補助対象	部会運営費 + 上部団体への負担金	部会の活動費・全体行事費
その他 特記事項	小4 1 校 中 1 8 校	小11校 中5校
項目	吹田市	高槻市
同等補助金	有無	● 有 ○ 無
補助金名	教育研究団体支援事業	教育研究会補助金
補助額()	978,000	1,400,000
事業内容	教育研究の推進	教育研究の推進
補助対象	部会運営費 + 上部団体への負担金	部会運営費 + 上部団体への負担金
その他 特記事項	教員1人あたり600円の交付 (小35校 中18校)	小41校 中18校
項目	箕 面 市	摂津市
同等補助金	有無	● 有 ○ 無
補助金名	市教研補助金	教育研究会補助金
補助額()	2,625,484	1,048,800
事業内容	教育研究の推進	各部会の研究推進
補助対象	部会運営費 + 上部団体への負担金	各部会の事業補助
その他 特記事項	小13校 中7校	小10校 中5校

1件あたりの補助額(単位:円)

補助金等適正化検証シート(D-06総括)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市教育研究会教育課題交付金					
交付先の分類	○ 不特定の個人	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)				
交付の相手先		職員で構成される、 いら茨木市教育研究会		平成23年度 交付者(団体)数	6協議会	
交付の相手先の要件	特定の教育課題を担	型う、教職員で構成さ	される各協議会			
補助事業の 内容・目的	特定の6つの教育調障・在日外国人教育 応する。	課題である、生徒指導 研究を行うことによ	導(生活指導)・進学対 こって、日常の学校教	対策・就職指導・人権 教育活動のうち各教権	権教育研究・進路保 科以外の諸課題に対	
補助対象経費	生徒指導(生活指導) 業に係る経費)・進学対策・就職排	省導・人権教育研究 。	・進路保障・在日外[国人教育研究の各事	
	所属コード	部名	課名			
担当部課名	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	-	
総合計画	章	個性かがやく「文化				
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育 学校教育の充実	前の推進 ニューニー			
予算事業名	各種教育指導·推進!	-				
根拠規定等	茨木市教育関係団体補	前助要綱				
	総額	1 交付先あたり補助額	各交付先	たごとに補助額が異 ⁷	なる場合	
平成23年度			平均的な額	最も低い額	最も高い額	
補助実績(円)	2,416,000	-	-	-	-	
は中央の笹中七十	●全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)	
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額 ○ 一定割合 ○ その他	予算の範囲内において、補助対象事業費を基に算出。 100%				
	市	府	国	団体の管理的		
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有	
他団体への支出	○無 ●有	有の場合は 交付先		、権教育研究、在日外国)負担金を交付している		

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	市立小・中学校の特定の教育課題に資する交付金であり公教育において将来を担う児童等の成長に寄与することは、市民全体の利益につながるものといえる。また、当事業は公立の学校教育の充実を図るものであり、民間事業者では実施されない事業である。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	市立小・中学校の特定の教育課題に資するものであり、それぞれの教育課題を担う団体が対象であり、他の団体では対応はできない。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	市立小・中学校の特定の教育課題に取り組むことによって、児童生徒の成長に資することができる。また、各教育課題の対応については、教育委員会で直接執行するよりも、教職員で構成する団体が各課題について活動するほうが機動的であり効果が高いため、補助金等執行が適切である。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	現状は交付額が毎年度固定されていることから、今後は、 前年度に事業内容を査定し、事業内容に応じて交付額を決 定する。
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	○ はい ● いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	補助対象は茨木市教育研究会のみであるが、当該組織は、 ほぼ全ての市立小・中学校の教職員が加入している組織で ある。
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	教育課題を担う教職員への補助は市(教育委員会)の施策の 推進上必要なもので、当該団体でしかできないものである ことから、公募はできない。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	はいいいえ対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助してい ない	はいいいえ対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外	

4 今後の方向性

	〇 現行どおり継続		見直し内容	
	● 見直して継続	✓ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費
	〇 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他	
1		説	明	
	現状は交付額が毎年度固定されているこ 定する。 また、教育課題ごとに組織された研究会 行に切り替える方向で検討する。			
2	次回の見直し年度	平成 27 年度		

茨木市教育研究会教育課題交付金一覧表(D-06)

	補助金・交付金名	事業の内容・目的等
1	茨木市公立小· 中学校生活 指導研究協議会交付金	小・中学校の児童、生徒が学校の集団生活を通して規範意識 を高めることを目的とし、学級崩壊や問題行動など生徒指 導上の課題に対応する研究をし、成果を共有して実践に結 び付ける活動を行っている。
2	茨木市公立中学校進学対 策委員会交付金	中学校生徒ひとり一人の進路(進学)を保障していくために、進学を希望する生徒に適切な進路対策、進路情報の提供、また、公私立高校の共存の観点から私学説明会の開催、市内中学校相互間や第1学区東ブロック進路協議会等との連絡調整を図りながら、進路対策を行う。
3	茨木市公立中学校就職指 導委員会交付金	中学校の卒業予定者で、就職を希望する生徒の進路保障を 行う目的で、進路情報の収集、進路相談や各種の職業指導 と就職後の事後指導などの諸活動を行う。
4	茨木市人権教育研究協議 会交付金	市立幼・小・中学校において、部落問題の解決をはじめ、障がい児教育、男女共生教育、進路保障など様々な人権教育の課題に対して、学校教育の実践を通して、その課題解決が図る活動を行う。
5	茨木市進路保障協議会交 付金	中学校において、全ての子どもたちの進路を保障することを目的として、生徒の進学先高校、また、就職先の事業所やハローワーク等の関係機関と連携しながら、中退や離職について、一定の歯止めをかける追指導などの活動を行い、進路の定着を図っている。
6	茨木市在日外国人教育研 究協議会交付金	市立幼・小・中学校において、国際理解教育や多文化共生教育について、教職員に正しい知識や情報を提供し、学校での教育活動のなかで当該教育が実践ができるように、学習会や多文化のつどいを実施している。

補助金等適正化検証シート(D-06-01)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市公立小• 中学校生活指導研究協議会交付金					
交付先の分類	○ 不特定の個人・	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定)				
交付の相手先	茨木市公立小• 中学	校生活指導研究協議	会	平成23年度 交付者(団体)数	1	
交付の相手先の要件	茨木市教育関係団体	x補助要綱に定められ	いた教育関係団体			
補助事業の 内容・目的		生徒が学校の集団生 『導上の課題に対応す				
補助対象経費	大阪府や三島地区の 費。)公立小·中学校生活:	指導研究協議会への	分担金、会誌「生活」	指導」作成に係る経	
	所属コード	部名	課名			
担当部課名	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	昭和38年度	
総合計画	章	個性かがやく「文化				
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育 学校教育の充実	の推進			
予算事業名	各種教育指導·推進					
根拠規定等	茨木市教育関係団体	x補助要綱				
	総額	1 交付先あたり補助額		もごとに補助額が異 ⁷		
平成23年度			平均的な額	最も低い額	最も高い額	
補助実績(円)	328,000	328,000				
	●全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)	
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定額○ 一定割合○ その他	予算の範囲内において	100%			
	市	府	国	団体の管理的		
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有	
他団体への支出	○無 ●有	有の場合は 交付先		学校生活指導研究協誌 P学校生活指導研究協		

	基本的視点		説 明		
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	研究テーマに基づいて、本市の児童生徒一人ひとりの健やかな成長と、集団生活のあり方等を研究するためのものであるため、不特定多数の利益につながる。また、当事業は公立の学校教育の充実を図るものであり、民間事業者では実施されない事業である。		
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	市立小・中学校の生徒指導上の諸課題に対応する研究など 役目を担っており、全小・中学校を横断していることか ら、学校間の公平性は高い。 (他に事業の担い手はない。)		
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	不登校生徒への指導、生徒指導体制の在り方、小中学校の連携した取組、教職員の研修等、児童生徒一人ひとりの全面発達を促す指導が推進されており、有効性が高いと考える。教育委員会で直接執行するよりも、教職員の団体が各課題について活動するほうが機動的であり効果が高いため、補助金等執行が適切である。		

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	現状は交付額が毎年度固定されていることから、今後は、 前年度に事業内容を査定し、事業内容に応じて交付額を決 定する。
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	○ はい ● いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	補助対象は茨木市教育研究会のみであるが、当該組織は、 ほぼ全ての市立小・中学校の教職員が加入している組織で ある。
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	教育課題を担う教職員への補助は市(教育委員会)の施策の 推進上必要なもので、当該団体でしかできないものである ことから、公募はできない。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	はいいいえ対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外	

4 今後の方向性

	〇 現行どおり継続		見直し内容	
	● 見直して継続	✓ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費
	〇 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他	
1		説	明	
	現状は交付額が毎年度固定されているこ 定する。 また、教育課題ごとに組織された研究会 行に切り替える方向で検討する。			
2	次回の見直し年度	平成 27 年度		

補助金等名称が茨木市公立小・中学校生活指導研究協議会交付金

1						
団体名	茨木市公立小・中学	茨木市公立小• 中学校生活指導研究協議会				
設立目的	生徒指導に関する諸問題を自主的に研究協議し、その推進を図ることを目的とする。					
活動内容	施、見学会の実施、	役員会の開催、定例会(年 5 回)の開催、実践研究会の開催、研修会の実施、見学会の実施、学校訪問の実施、街頭補導の実施、広報の発行、会誌 (生活指導)の発行				
設立年月	昭和 38 年 3	昭和 38 年 3 月 <mark>会費(年額)</mark> 円/人・団体				円/人・団体
会員(団体)数	1,393 人(うき	ち市民		人)		
云貝(凹座)奴	団体の集合体の場合 団体					
	決算状況は、団体の 人・株式会社等、 事業分のみの決算者	当該補助	力事業以多	小が主	ください。ただし、 たる事業である団体 い。	社会福祉法は、当該補助
	市補助金		328,000	<u> 114</u>	補助対象経費	328,000
	会費収入		0	当該補	(うち管理的経費)	0
決算状況	事業収入		0	助事業	(うち人件費)	0
(平成23年度)	国・府補助金		0	亲 経 費	補助対象外経費	0
(単位:円)	その他補助金		0	C,	補助事業経費 計	328,000
	その他の収入		0	当該褔	輔助事業・以外の経費	0
	前年度繰越金		0			
	収入合計		328,000		支出合計	328,000
	収入に占める 市補助の割合		100.0%	収支	(次年度繰越金)	0

【茨木市公立小·中学校生活指導研究協議会交付金】

項目	豊中市	池田市
同等補助金	有無	有無
補助金名	なし	中学校区生活指導協力委員会事業負担金
補助額()	47,200	1 中学校区 1 万 5 千円× 5 校 75,000円
事業内容	会費 5 9 校 × 8 0 0 円	消耗品費 行事活動費
補助対象	豊能地区公立小中学校生活指導研究会	中学校区生活指導協力委員会
その他 特記事項		
項目	吹田市	高機市
同等補助金	有無	有無
補助金名	吹田市小・中学校生活指導研究協議会助成金	なし
補助額()	53,000	102,600
事業内容	・定例会の開催 ・小中連携の在り方研究会の実施	市直接執行 分担金 冊子等
補助対象	吹田市小・中学校生活指導研究協議会	高槻市立小・中学校生活指導研究協議会
その他 特記事項		
項目	箕 面 市	摂 津 市
同等補助金	有無	● 有 ○ 無
補助金名	教育研究負担金	教育関係団体補助金事業
補助額()	29,000	67,000
事業内容	研修会の開催 講師謝礼 資料作成 定例会の開催	・印刷費 ・消耗品費 ・DVD購入費(マナー・防犯など)
補助対象	箕面市公立学校小・中生活指導研究協議会	摂津市生活指導研究協議会
その他 特記事項	負担金については要綱に基づいて市から直接支払わ れている	

1件あたりの補助額(単位:円)

補助金等適正化検証シート(D-06-02)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市公立中学校進学対策委員会交付金					
交付先の分類	○ 不特定の個人	·団体 ●特	○ 公募(一定数	女の団体を選考)		
交付の相手先	茨木市公立中学校進	学対策委員会		平成23年度 交付者(団体)数	1	
交付の相手先の要件	茨木市教育関係団体	本補助要綱に定める 教	女育関係団体			
補助事業の 内容・目的	策、進路情報の提供	-人の進路(進学)を保障していくために、進学を希望する生徒に適切な進路対 4、また、公私立高校の共存の観点から私学説明会の開催、市内中学校相互間や 7進路協議会等との連絡調整を図りながら、進路対策を行う。				
補助対象経費	私学合同説明会開催	崔、第1学区東ブロック進路協議会への分担金。				
	所属コード	部名	課名		T-" 4 0 /-	
担当部課名	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	平成10年	
総合計画	章	個性かがやく「文化創造都市」の実現				
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育の推進 学校教育の充実				
予算事業名	各種教育指導·推進!	-				
根拠規定等	茨木市教育関係団体	x補助要綱				
	総額	1 交付先あたり補助額		もごとに補助額が異 ⁷		
平成23年度			平均的な額	最も低い額	最も高い額	
補助実績(円)	96,000	96,000				
	● 全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)	
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額 ○ 一定割合 ○ その他	予算の範囲内において、補助対象事業を基に算出。 100				
DANE LAB COLO	市	府	国	団体の管理的		
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有	
他団体への支出	○無 ●有	有の場合は 交付先	第1学区東ブロック	7進路協議会		

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	公立中学校に在籍する中学3年生全員の進学に関係するため、公益性は高い。また、当事業は公立の学校教育の充実を図るものであり、民間事業者では実施されない事業である。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	市立中学校の進学対策に係る対応などの役目を担っており、全中学校を横断していることから、学校間の公平性は高い。(同様の活動を行っている団体はない。)
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	大阪府・第1学区東ブロック進路協議会からの進路情報を各中学校へ情報提供を行い、また、学校における進路指導が円滑に行われるよう指導・助言しており、有効性は高いと考える。また、教育委員会で直接執行するよりも、教職員の団体が各課題について活動するほうが機動的であり効果が高いため、補助金等執行が適切である。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	現状は交付額が毎年度固定されていることから、今後は、 前年度に事業内容を査定し、事業内容に応じて交付額を決 定する。
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	○ はい ● いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	補助対象は茨木市教育研究会のみであるが、当該組織は、 ほぼ全ての市立小・中学校の教職員が加入している組織で ある。
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	教育課題を担う教職員への補助は市(教育委員会)の施策の 推進上必要なもので、当該団体でしかできないものである ことから、公募はできない。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	はいいいえ対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	はいいいえ対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助してい ない	はいいいえ対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外	

4 今後の方向性

	〇 現行どおり継続		見直し内容	
	● 見直して継続	✓ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費
	〇 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□ その他	
1		説	明	
	現状は交付額が毎年度固定されているこ 定する。 また、教育課題ごとに組織された研究会 行に切り替える方向で検討する。			
2	次回の見直し年度	平成 27 年度		

補助金等名称
茨木市公立中学校進学対策委員会交付金

	<u> </u>					
団体名	茨木市公立中学校進学対策委員会					
設立目的	茨木市公立中学校の進学を希望する生徒に適切な進路指導を行うととも に、その充実を発展を図ることを目的とする。					
活動内容	・進学対策委員会の開催(年9回) ・第1学区東ブロック進路担当者会の開催 ・私学合同説明会の開催(5日間) ・進学対策、進路情報の提供・共有					
設立年月	平成 10 年 4	月	会費(左	丰額)		円/人・団体
会員(団体)数	1,393 人(うち市民 人) 団体の集合体の場合 団体					
決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会				*!		
		当該補	助事業以	りかがま	<mark>Eたる事業である団</mark> 体	
	市補助金		96,000		補助対象経費	97,465
	会費収入		0	当該補	(うち管理的経費)	0
決算状況	事業収入		0	事	(うち人件費)	0
(平成23年度)	国・府補助金		0	業経費	補助対象外経費	0
(単位:円)	その他補助金		0	,,	補助事業経費 計	97,465
	その他の収入		0	当該補	輔助事業・以外の経費	
	前年度繰越金		20,004			
	収入合計		116,004		支出合計	97,465
	収入に占める 市補助の割合		82.8%	収	支(次年度繰越金 市に戻入)	18,539

【茨木市公立中学校進学対策委員会交付金】

項目		豊	中	市				池	田	市		
同等補助金	•	有		\bigcirc	無		•	有		\bigcirc	無	
補助金名	なし			進路保障協議会事業負担金								
補助額()						60,000		8	3,000₽	9 ×	5 杉	$\xi = 40,000$
事業内容	市直接執行 講師謝金・消耗品	など					・資料印刷費 ・消耗品購入など					
補助対象	進路保障委員会						進路保障協議会					
その他 特記事項												
項目		吹	田	市				高	槻	市		
同等補助金	0	有		•	無		•	有		\bigcirc	無	
補助金名		高槻市進路指導研究協議会交付金										
補助額()												36,000
事業内容							第1学区進路保障	委員会	会負担:	金		
補助対象							高槻市進路指導研	究協請	議会			
その他 特記事項	大阪府・三島地区への負担金は市が直接執行											
項目		箕	面	市				摂	津	市		
同等補助金	0	有		•	無		•	有		\bigcirc	無	
補助金名							摂津市進路保障協	議会補	助金			
補助額()												50,500
事業内容							・印刷代 ・消耗品費					
補助対象							摂津市進路保障協	議会				
その他 特記事項	進路保障協議会に	含む										
							-					

1件あたりの補助額(単位:円)

補助金等適正化検証シート(D-06-03)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市公立中学校就	識指導委員会交付金	È					
交付先の分類	○ 不特定の個人・	団体 ● 特別	定種類の団体	○ 公募(一定数	女の団体を選考)			
交付の相手先	茨木市公立中学校就	職指導委員会	1					
交付の相手先の要件	茨木市教育関係団体	本補助要綱に定める教	放育関係団体					
補助事業の 内容・目的		中学校の卒業予定者で、就職を希望する生徒の進路保障を行う目的で、進路情報の収集、進路相談 や各種の職業指導と就職後の事後指導などの諸活動を行う。						
補助対象経費		職場のマナーやルールを習得するハローワークでの研修、職場見学会、就職する生徒への激励の集 いである「はばたき」などに係る経費。						
	所属コード	部名	課名					
担当部課名	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	昭和46年度			
総合計画	章 (m/d/s	個性かがやく「文化創造都市」の実現						
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育の推進 学校教育の充実						
予算事業名	各種教育指導·推進!	-						
根拠規定等	茨木市教育関係団体	補助要綱						
	総額	1 交付先あたり補助額		もごとに補助額が異れ				
平成23年度		,	平均的な額	最も低い額	最も高い額			
補助実績(円)	80,000	1						
	● 全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額 ○ 一定割合 ○ その他	予算の範囲内において、補助対象事業費を基に算出。 10						
	市	府	国	団体の管理的				
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有			
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先						

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	公立中学校に在籍する、就職を希望する中学3年生全員の 就職に関係するため、公益性は高い。また、当事業は公立 の学校教育の充実を図るものであり、民間事業者では実施 されない事業である。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	市立中学校の就職する生徒の進路保障に対応する役目を 担っており、全中学校を横断していることから、学校間の 公平性は高い。(同様の活動を行っている団体はない。)
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	本市公立中学校に在籍する中学3年生の就職を支援するとともに、「はばたき研修」において、就職生を励まし、これから社会にでていく不安を和らげ、希望を持たせる意味で有効性は高い。また、教育委員会で直接執行するよりも、教職員の団体が各課題について活動するほうが機動的であり効果が高いため、補助金等執行が適切である。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)				
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	現状は交付額が毎年度固定されていることから、今後は、 前年度に事業内容を査定し、事業内容に応じて交付額を決 定する。				
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	() はい () いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。				
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	はいいいえ対象外					
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	補助対象は茨木市教育研究会のみであるが、当該組織は、ほぼ全ての市立小・中学校の教職員が加入している組織である。				
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	教育課題を担う教職員への補助は市(教育委員会)の施策の 推進上必要なもので、当該団体でしかできないものである ことから、公募はできない。				
6	団体の運営費に対して補助をしていない	● はい○ いいえ○ 対象外					
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	はいいいえ対象外					
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外					
9	補助団体から別の団体へ再補助してい ない	はいいいえ対象外					
10	団体の事務局は団体自らが行っている	● はい○ いいえ○ 対象外					

4 今後の方向性

	〇 現行どおり継続		見直し内容	
	● 見直して継続	✓ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費
	〇 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他	
1		説	明	
	現状は交付額が毎年度固定されているこ 定する。	ことから、今後は、前	前年度に事業内容を査定し、	事業内容に応じて交付額を決
2	次回の見直し年度	平成 27 年度		

5 補助金等見直し検討部会の検証

補助金等名称 茨木市公立中学校就職指導委員会交付金

団体名	茨木市公立中学校	茨木市公立中学校就職指導委員会				
設立目的	茨木市と連携し、茨木市公立中学校の就職希望生徒の職業指導並びに事後 指導とその研究を行うことを目的とする。					
活動内容	・就職指導委員会の開催 ・就職等進路動向調査の実施 ・就職生はげましのつどい「はばたき」の開催 ・進路相談、事業所見学会等の開催					
設立年月	昭和 46 年 5 月 会費(年額) 円/人・団体					
会員(団体)数	1,393 人 (うち市民 人)					
	団体の集合体の場合 団体					
	決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助 事業分のみの決算状況を記載してください。					
	市補助金		80,000		補助対象経費	80,618
	会費収入		0	当 該 補	(うち管理的経費)	0
油質拌油	事業収入		0	助事	(うち人件費)	0
決算状況 (平成23年度)	国・府補助金		0	業経費	補助対象外経費	
(単位:円)	その他補助金		0	K	補助事業経費 計	80,618
	その他の収入		0	当該補助事業・以外の経費		
	前年度繰越金		618			
	収入合計		80,618		支出合計	80,618
	収入に占める 市補助の割合		99.2%	収支	(次年度繰越金)	0

【茨木市公立中学校就職指導委員会交付金】

項目	豐	中市			池	田	市		
同等補助金	〇 有	•	無	0	有		•	無	
補助金名									
補助額()									
事業内容									
補助対象									
その他 特記事項	進路保障委員会に含む			進路保障協議会に	:含む				
項目	吹	田市			高	槻	市		
同等補助金	〇 有	•	無	•	有		\bigcirc	無	
補助金名				なし					
補助額()									232,000
事業内容				就職生の集い 記念品代					
補助対象				高槻市進路指導研	·究会				
その他 特記事項									
項目	箕 [面市			摂	津	市		
同等補助金	〇 有	•	無	0	有		•	無	
補助金名	なし								
補助額()									
事業内容	進路協議会で情報共有								
補助対象									
その他 特記事項	進路保障協議会に含む								

補助金等適正化検証シート(D-06-04)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市人権教育研究協議会交付金							
交付先の分類	○ 不特定の個人・	·団体 ● 特別	定種類の団体	○ 公募(一定数	女の団体を選考)			
交付の相手先	茨木市人権教育研究	尼協議会		平成23年度 交付者(団体)数	1			
交付の相手先の要件	教育関係団体							
補助事業の 内容・目的		こおいて、部落問題の)課題に対して、学校						
補助対象経費	経費、大阪府人権教	人権教育研究夏季研究集会や冬季研究集会など研修会の開催、本協議会ニュース等情報提供に係る 経費、大阪府人権教育研究協議会への分担金。						
	所属コード	部名	課名					
担当部課名	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	昭和35年度			
総合計画	章	個性かがやく「文化創造都市」の実現						
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育 学校教育の充実	か推進					
予算事業名	人権教育振興事業	子仪教育の元夫						
根拠規定等	茨木市教育関係団体	x補助要綱						
	総額	1 交付先あたり補助額		もごとに補助額が異 ⁷				
平成23年度			平均的な額	最も低い額	最も高い額			
補助実績(円)	1,264,000	1,264,000						
	●全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額 ○ 一定割合 ○ その他	予算の範囲内において	まに算出。	100%				
	市	府	国	団体の管理的				
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有			
他団体への支出	○無 ●有	有の場合は 交付先	大阪府人権教育研究	R協議会 三島地区 <i>)</i>	人権教育研究協議会			

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	茨木市の幼稚園・小・中学校で人権教育を推進するための 公益性の高い団体である。また、当事業は公立の学校教育 の充実を図るものであり、民間事業者では実施されない事 業である。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	市立幼・小・中学校(園)の人権教育の諸課題に対応する研究など役目を担っており、全幼・小・中学校(園)を横断していることから、小・中学校、幼稚園間の公平性は高い。(他に事業の担い手はない。)
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	人権教育の継承、発展のためには各校・園で次世代の教職員が他の経験のある教職員とともに実践を通して人権教育のすばらしさを学ぶことが大切であり、実践交流会や学習会等を通してその取組みを進める当該団体の有効性は非常に高い。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	現状は交付額が毎年度固定されていることから、今後は、 前年度に事業内容を査定し、事業内容に応じて交付額を決 定する。
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	○ はい ● いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	補助対象は茨木市教育研究会のみであるが、当該組織は、 ほぼ全ての市立小・中学校の教職員が加入している組織で ある。
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	教育課題を担う教職員への補助は市(教育委員会)の施策の 推進上必要なもので、当該団体でしかできないものである ことから、公募はできない。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	はいいいえ対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	はいいいえ対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助してい ない	はいいいえ対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外	

4 今後の方向性

			ロましょめ			
	○ 現行どおり継続		見直し内容			
	● 見直して継続	✓ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費		
	〇 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他			
1		説	明			
	現状は交付額が毎年度固定されていることから、今後は、前年度に事業内容を査定し、事業内容に応じて交付額を決 定する。					
	また、教育課題ごとに組織された研究会への分担金については、事務執行の透明性等の確保の観点から、市の直接執行に切り替える方向で検討する。					
2	次回の見直し年度	平成 27 年度				

5 補助金等見直し検討部会の検証

補助金等名称 茨木市人権教育研究協議会交付金

団体名	茨木市人権教育研究協議会							
	人 ハロハ電が 日 Wi							
設立目的	教職員の主体的・創造的な教育実践を基礎に、人権教育の確立に努力す る。							
活動内容	人権教育の推進のため、研究調査、研究会、学習会、講演会、協議会、情 報交換、広報活動、関係諸団体・機関との連携等を行う。							
設立年月	昭和 35 年 4 月 会費(年額) 0円/人・団							
会員(団体)数	1,393 人 (うち			人)				
云貝(凹件)奴	団体の集合体の場合 団体							
	決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法 人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助 事業分のみの決算状況を記載してください。							
	市補助金	1,	264,000		補助対象経費	1,278,156		
	会費収入		0	当 該 補	(うち管理的経費)	0		
決算状況	事業収入		0	補助事	(うち人件費)	0		
(平成23年度)	国・府補助金		0	業経費	補助対象外経費	0		
(単位:円)	その他補助金		0	IV.	補助事業経費 計	1,278,156		
	その他の収入		0	当該袖	輔助事業・以外の経費	0		
	前年度繰越金		14,156					
	収入合計	1,	278,156		支出合計	1,278,156		
	収入に占める 市補助の割合		98.9%	収支	(次年度繰越金)	0		

【茨木市人権教育研究協議会交付金】

項目	豊中市	池田市
同等補助金	● 有 ○ 無	● 有
補助金名	豊中市人権教育推進協議会交付金	池田市人権教育研究会交付金
補助額()	3,900,000	285,000
事業内容	研究会の開催 学習会・交流会の開催 研究 調査、資料の収集・作成 機関紙の発行 その 他、本会の目的を達成するために必要な事業 大 人教、豊中地区人研、各地人権・同和教育研究団体 をはじめ、その他人権に関わる関係諸団体・機関と の連携	研究、連絡および協議 研究会の開催 諸調 査と資料の収集 機関紙の発行 その他、この 会の目的達成のための必要事項
補助対象	豊中市人権教育推進協議会	池田市人権教育研究会
その他 特記事項		
項目	吹田市	高機市
同等補助金	● 有	● 有
補助金名	吹田市人権教育研究会補助金	高槻市人権教育推進事業(事業補助)
補助額()	300,000	1827000 (三組織の総額)
事業内容	同和教育をはじめとする人権教育の研究および実践の交流 同和教育をはじめとする人権教育推進のための調査、研究 研究会、講演会、懇談会の開催 大人教、地区人研、教育諸団体との連携 その他、関係諸団体との連携 研究収集、通信等の発行 その他、同和教育をはじめとする人権教育推進に必要と考えられる事業	
補助対象	吹田市人権教育研究会	市人研・市外教、高槻市特別支援教育研究会三組織
その他 特記事項	負担金は別、活動に対して補助	
項目	箕 面 市	摄 津 市
同等補助金	● 有	● 有
補助金名	箕面市人権教育研究会補助金	教育関係団体補助金事業 (事業補助)
補助額()		1,346,500
事業内容	研究及び実践の交流、そのための調査・資料の収集作成 研究会・講演会等の開催 会誌・機関紙等の発行 関係教育研究団体(大人教、豊中地区人研)等との連携 その他本会の目的を達成するために必要な活動	夏期一日研、実践交流会などの研究会 講演
補助対象	箕面市人権教育研究会	箕面市人権教育研究協議会
その他 特記事項		教育関係団体(市教研、市人研、市外教、進保協 支援協)の計画する事業に対して、査定を行う。事 業補助の総額として930万の予算。

補助金等適正化検証シート(D-06-05)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市進路保障協議会交付金							
交付先の分類	○ 不特定の個人	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)						
交付の相手先	茨木市進路保障協議	茨木市進路保障協議会 平成23年度 交付者(団体)数 1						
交付の相手先の要件	茨木市教育関係団体	x補助要綱に定める教	文育関係団体					
補助事業の 内容・目的	中学校において、全ての子どもたちの進路を保障することを目的として、生徒の進学先高校、また、就職先の事業所やハローワーク等の関係機関と連携しながら、中退や離職について、一定の歯止めをかける追指導などの活動を行い、進路の定着を図っている。							
補助対象経費	追指導に係る活動経費、研究冊子「進路保障」の印刷費。							
1-11.1-1-	所属コード	部名	課名					
担当部課名	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	昭和35年			
総合計画	章	個性かがやく「文化	と創造都市」の実現					
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育 学校教育の充実	が推進					
予算事業名	人権教育振興事業	1 101019 477050						
根拠規定等	茨木市教育関係団体	x補助要綱						
	総額	1 交付先あたり補助額		たごとに補助額が異れ				
平成23年度 補助実績(円)	376,000	376,000	平均的な額	最も低い額	最も高い額 - -			
	● 全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額 ○ 一定割合 ○ その他	予算の範囲内において	100%					
	市	府	国	団体の管理的				
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有			
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先						

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	市内公立中学校3年生の進路を保障することを目的として 活動しているので公益性は高い。また、当事業は公立の学 校教育の充実を図るものであり、民間事業者では実施され ない事業である。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	市立中学校の進路保障や進路の定着を図るなどの役目を 担っており、全中学校を横断していることから、学校間の 公平性は高い。 (同様の活動を行っている団体はない。)
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	様々な課題のある生徒をはじめ、すべての子どもたちの進路保障・支援体制の確立を図るため、追指導の位置づけを明確にし、茨木市14中学校の校内での追指導体制の確立を図るとともに、ポイントを絞った合同追指導・事務局訪問が重要であり、有効性は非常に高い。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	現状は交付額が毎年度固定されていることから、今後は、 前年度に事業内容を査定し、事業内容に応じて交付額を決 定する。
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	○ はい ● いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	補助対象は茨木市教育研究会のみであるが、当該組織は、 ほぼ全ての市立小・中学校の教職員が加入している組織で ある。
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	教育課題を担う教職員への補助は市(教育委員会)の施策の 推進上必要なもので、当該団体でしかできないものである ことから、公募はできない。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	はいいいえ対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助してい ない	はいいいえ対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	● はい○ いいえ○ 対象外	

4 今後の方向性

	〇 現行どおり継続		見直し内容			
	● 見直して継続	✓ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費		
	〇 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他			
1	説 明					
	現状は交付額が毎年度固定されているこ 定する。	ことから、今後は、前	前年度に事業内容を査定し、	事業内容に応じて交付額を決		
2	次回の見直し年度	平成 27 年度				

5 補助金等見直し検討部会の検証

<mark>補助金等名称</mark> 茨木市進路保障協議会交付金

団体名	茨木市進路保障協	議会				
設立目的	さまざまな課題を持つ生徒をはじめ、すべての子どもたちの進路を保障することを目的とし、中学校における進路保障体制の確立を図る。					
活動内容	進路に関する情報交換・追指導、進路指導に関する研究協議、研究会の開 催、各種関係団体との連携、市民への啓発活動を行う。					
設立年月	昭和 35 年 4 月 会費(年額) 円/人・団体					
会員(団体)数	1,393 人 (うう	ち市民		人)		
云貝(凹件)奴	団体の集合体の場合 団体					
	決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助事業分のみの決算状況を記載してください。					
	市補助金		376,000		補助対象経費	386,461
	会費収入		0	当 該 補	(うち管理的経費)	0
決算状況	事業収入		0	助事	(うち人件費)	0
(平成23年度)	国・府補助金		0	業経費	補助対象外経費	
(単位:円)	その他補助金		0	J.	補助事業経費 計	386,461
	その他の収入		0	当該褔	輔助事業*以外の経費	
	前年度繰越金		12,677			
	収入合計		388,677		支出合計	386,461
	収入に占める 市補助の割合		96.7%	収	支(次年度繰越金 市に戻入)	2,216

【茨木市進路保障協議会交付金】

項目	豊中市			池	田	市		
同等補助金	○ 有 ● 無		•	有		0	無	
補助金名		Ä	池田市進路保障協議	議会交	付金			
補助額()								350,000
事業内容			進路の冊子を作成 説明会等	し全中	学3年	∓生に	こ配布、追	基路合同
補助対象		ř	也田市進路保障協調	議会				
その他 特記事項								
項目	吹田市			高	槻	市		
同等補助金	○ 有 ● 無		0	有		•	無	
補助金名	なし	t.	なし					
補助額()								
事業内容								
補助対象								
その他 特記事項		Ē	中学校諸運営会費 る。	から、	消耗品	品費等	手を支出し	してい
項目	箕 面 市			摂	津	市		
同等補助金	● 有 ○ 無		0	有		•	無	
補助金名	箕面市進路保障協議会交付金							
補助額()		69,000						
事業内容	進路指導に関する研究協議							
補助対象	箕面市進路保障協議会							
その他 特記事項								

補助金等適正化検証シート(D-06-06)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市在日外国人教育研究協議会交付金							
交付先の分類	○ 不特定の個人	寺定の個人·団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数						
交付の相手先	茨木市在日外国人教	平成23年度 交付者(団体)数	1					
交付の相手先の要件	教育関係団体	教育関係団体						
補助事業の 内容・目的	市立幼・小・中学校において、国際理解教育や多文化共生教育について、教職員に正しい知識や情報を提供し、学校での教育活動のなかで当該教育が実践ができるように、学習会や多文化のつどいを 実施している。							
補助対象経費	などの行事、研究冊	は国にルーツをもつ子 骨子の作成などに係る	経費。	牧職員が集いつなが?	る「多文化のつどい」			
	所属コード	部名	課名					
担当部課名	218011	学校教育部	学校教育推進課	補助開始年度	平成5年度			
総合計画	章	個性かがやく「文化						
施策体系	細節 施策	豊かな心を育む教育 学校教育の充実	前の推進 ニューニー					
予算事業名	各種教育指導・推進	-						
根拠規定等	茨木市教育関係団体	林助要綱						
	総額	1 交付先あたり補助額		もごとに補助額が異 ⁷				
平成23年度	070 000	070.000	平均的な額	最も低い額	最も高い額			
補助実績(円)	272,000	272,000						
	●全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額 ○ 一定割合 ○ その他	予算の範囲内において		100%				
	市	府	国	団体の管理的				
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有			
他団体への支出	○無 ●有	有の場合は 交付先	大阪府在日外国人教育研究協議会	故育研究協議会 三島	島地区在日外国人教			

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	茨木市在日外国人教育基本方針に基づき、在日外国人教育を推進し、その研究を深めることを目的とした団体であり、公益性は高い。また、当事業は公立の学校教育の充実を図るものであり、民間事業者では実施されない事業である。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	非常に高いかや高いかや低い	市立小・中学校の在日外国人教育に対応する研究などの役目を担っており、全小・中学校を横断していることから、学校間の公平性は高い。 (他に担い手はない。)
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高いかや低い	外国籍・外国にルーツがある児童・生徒が増加する中、当該団体の主催する交流会での児童・生徒、保護者、教職員の出会いの場、つながりの場としての有効性は非常に高い。また、在日外国人教育、国際理解教育を進めるための視点、役立つスキル、ゲスト、教材を紹介する役割も担っている。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	現状は交付額が毎年度固定されていることから、今後は、 前年度に事業内容を査定し、事業内容に応じて交付額を決 定する。
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	○ はい ● いいえ	市の施策の推進上不可欠なものであり、各学校で自主財源 を調達するような性質の事業ではないため100%としてい る。
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	補助対象は茨木市教育研究会のみであるが、当該組織は、 ほぼ全ての市立小・中学校の教職員が加入している組織で ある。
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	教育課題を担う教職員への補助は市(教育委員会)の施策の 推進上必要なもので、当該団体でしかできないものである ことから、公募はできない。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	● はい○ いいえ○ 対象外	
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	はいいいえ対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外	

4 今後の方向性

	〇 現行どおり継続	見直し内容					
	● 見直して継続	✓ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費			
	〇 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他				
1		説	明				
	現状は交付額が毎年度固定されているこ 定する。 また、教育課題ごとに組織された研究会 行に切り替える方向で検討する。						
2	次回の見直し年度	平成 27 年度					

5 補助金等見直し検討部会の検証

補助金等名称 茨木市在日外国人教育研究協議会交付金

団体名	茨木市在日外国人教育研究協議会								
設立目的	茨木市在日外国人教育基本方針に基づき、在日外国人教育を推進し、その 研究を深める。								
活動内容	在日外国人教育推進のため、研究調査と資料収集、研究会の開催、会誌等 の発行及び啓発活動、各種関係団体との連携等を行う。								
設立年月	平成 5 年 11	月	会費(左	0	円/人・団体				
会員(団体)数	1,393 人 (うき	ち市民 人)							
` '	団体の集合体の場合 団体								
	決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法 人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助 事業分のみの決算状況を記載してください。								
	市補助金		272,000		補助対象経費	271,993			
	会費収入		0	当該補助	(うち管理的経費)	0			
決算状況	事業収入		0	事	(うち人件費)	0			
(平成23年度)	国・府補助金		0	業経費	補助対象外経費	0			
(単位:円)	その他補助金		0	ľ,	補助事業経費 計	271,993			
	その他の収入		0	当該補助事業・以外の経費		0			
	前年度繰越金		119						
	収入合計		272,119		支出合計	271,993			
	収入に占める 市補助の割合		100.0%	· 以	支(次年度繰越金 市に戻入)	126			

【茨木市在日外国人教育研究協議会交付金】

項目	豊中市	池田市
同等補助金	○ 有 ● 無	有無
補助金名	なし	池田市在日外国人教育研究会交付金
補助額()		100,000
事業内容		研究、連絡および協議 研究会、集いの開催
補助対象		池田市在日外国人教育研究会
その他 特記事項	負担金については市が直執行、集いなどの実行委員 会へ40万補助	
項目	吹田市	高機市
同等補助金	有無	有無
補助金名	吹田市外国人教育研究会補助金	高槻市人権教育推進事業(事業補助)
補助額()	65,800	1827000 (三組織の総額)
事業内容	三島地区外国人教育研究協議会負担金	調査研究 研究会、懇談会、講演会等の開催 広報活動(会誌、会報、研究資料等) その他 必要と認めた事業
補助対象	吹田市外国人教育研究協議会	市人研・市外教、高槻市特別支援教育研究会三組織
その他 特記事項	府外教負担金:69,000円は市が別途負担	負担金159,400円、バス保険等54,000 円
項目	箕 面 市	摂 津 市
同等補助金	有無	有無
補助金名	箕面市在日外国人教育研究会補助金	教育関係団体補助金事業(事業補助)
補助額()		443,000
事業内容	研究、連絡および協議 研究会、集いの開催	夏期一日研、実践交流会などの研究会 講演 会、座談会、現地学習会 研究調査、情報交換 その他、必要と認めた事業
補助対象	箕面市在日外国人教育研究会	教育関係団体
その他 特記事項		教育関係団体(市教研、市人研、市外教、進保協) の計画する事業に対して、査定を行う。事業補助の 総額として930万の予算。

補助金等適正化検証シート(Ε-01)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市商工業団体補助金							
交付先の分類	○ 不特定の個人・	・団体 ● 特別	定種類の団体	○ 公募(一定数	女の団体を選考)			
交付の相手先	茨木商工会議所			平成23年度 交付者(団体)数	1			
交付の相手先の要件	茨木商工会議所							
補助事業の 内容・目的	市内の商工業団体に対し、市が補助金を交付することにより、市内商工業者の組織強化、経営の合 理化及び近代化等を促進し、もって商工業の振興を図ることを目的とする。							
補助対象経費		団体の育成に役立つるる経費(交際費、慶			経営相談、指導等経			
	所属コード	部名	課名					
担当部課名	084010	産業環境部	商工労政課	補助開始年度	昭和58年度			
総合計画	章 活力あふれる「生活躍動都市」の実現							
施策体系	細節 活力のある産業振興のまちづくり 施策 商工業の振興							
予算事業名 	商工業助成事業							
根拠規定等	茨木市商工業団体補	助要綱						
	総額	1 交付先あたり補助額						
平成23年度			平均的な額	最も低い額	最も高い額			
補助実績(円)	9,100,000	9,100,000						
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定額○ 一定割合● その他	予算の範囲内で市長が定める額			17%			
	市	府	国	団体の管理的				
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	○無●有			
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先						

	基本的視点		説 明		
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	商工会議所の会員以外も参加できる事業を多数実施してい る。		
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高い◆ やや高いかや低い	商工会議所しか同様のサービス等を提供する担い手がいないことから、公平性はやや高い。		
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高い● やや高い○ やや低い	商工会議所は、会員・非会員にかかわらず、広く市内産業の振興に関する取り組みを進めていることから、当補助金は効果的に機能している。		

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	○ はい ● いいえ	算定基準などが明確でないため、今後改める。
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	● はい○ いいえ	
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	補助金交付団体は、茨木商工会議所のみである。
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	市内商工業者の組織強化、経営の合理化及び近代化等の促 進に取り組む団体を補助対象としている。
6	団体の運営費に対して補助をしていない	○ はい ● いいえ ○ 対象外	茨木商工会議所は、市内商工業者が共同して事業活動の活性化に取り組む団体であることから、その組織活動を支援している。
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	○ はい ● いいえ ○ 対象外	商工会議所の実施している事業は自主的な事業が多く、補助金の交付を基本とすることが適切である。しかしながら、そのうち公益性の高い事業については、業務委託への移行などを検討する。
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	● はい○ いいえ○ 対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	● はい○ いいえ○ 対象外	

4 今後の方向性

	〇 現行どおり継続	見直し内容				
	● 見直して継続	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費		
	() 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	☑ 委託等へ移行	✓ その他			
1	説明					
	公益性の高い商工会議所の取り組みに対め見直す。	けする支援のあり方に	こついては、26年度までに事業	≨補助や業務委託などを含		
2	次回の見直し年度	平成 27 年度				

5 補助金等見直し検討部会の検証

補助金等名称 茨木市商工業団体補助金・茨木市商業タウンマネージメント事業補助金

団体名	茨木商工会議所									
設立目的	地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図ることを目的とする。									
活動内容	・商工業に関する調査研究を行うこと ・ 商 工 業 に 関 し て 相 談 に 応 じ 、 及 び 指 導 を 行 う こ と									
設立年月	昭和 23 年 5	月	会費(年	拝額)	個人14,400円以上 法人28,800円以上	円/人・団体				
会員(団体)数	1,706 人 (う	人(うち市民 人)								
云貝(凹座)奴	団体の集合体の場合			団体						
	決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法 人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助 事業分のみの決算状況を記載してください。									
	市補助金	10,	979,000		補助対象経費	54,879,259				
	会費収入	62,	049,000	補	(うち管理的経費)	0				
決算状況	事業収入	20,	094,991	助事	(うち人件費)	0				
(平成23年度)	国・府補助金		0	業経費	補助対象外経費	0				
(単位:円)	その他補助金		468,000		補助事業経費 計	54,879,259				
	その他の収入	27,	302,446	当該補助事業*以外の経費		63,583,374				
	前年度繰越金	21,	617,609							
	収入合計	142,	511,046		支出合計	118,462,633				
	収入に占める 市補助の割合		7.7%	収支	(次年度繰越金)	24,048,413				

【茨木市商工業団体補助金】

項目	豊中市	池田市
同等補助金	○ 有 ● 無	有無
補助金名		商工団体補助金
補助額()		2,000,000
事業内容		商工業団体への活動助成を行うことにより、市内商 工業者の経営の合理化・近代化を促進し、商工業の 振興と活性化を図る。
補助対象		池田商工会議所、池田市商店会連合会、池田市市場 会連合会、池田市工業振興会
その他 特記事項	商工会議所事業補助金 3,903,000 産業出展事業支援業務委託 500,000 暮らし応援事業運営補助業務 335,160	
項目	吹田市	高機市
同等補助金	○ 有 ● 無	有無
補助金名		商工会議所補助金
補助額()		7,719,000
事業内容		高槻商工会議所が行う商工業の振興に関する事業
補助対象		高槻商工会議所
その他 特記事項	創業・中小企業振興支援事業補助金 3,000,000	団体補助から事業補助へ移行している段階。現在は 既存の事業を一括して補助しているが、H25年度 からは個別事業ごとに補助する方向で調整中。
項目	箕 面 市	摂 津 市
同等補助金	○ 有 ● 無	有無
補助金名		商工会補助金
補助額()		5,850,000
事業内容		市の事業等に人的協力している商工会への活動補助
補助対象		摂津市商工会
その他 特記事項	商工振興補助金(商工会議所運営) 6,480,000	市の商品券発行事業や商店街のイベントなど、市内 の産業振興にかかわる事業に協力している。

補助金等適正化検証シート(Ε-02)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市商業タウンマネージメント事業							
交付先の分類	○ 不特定の個人・	女の団体を選考)						
交付の相手先	茨木商工会議所	木商工会議所 平成23年度 交付者(団体)数						
交付の相手先の要件	中心市街地の活性化	どを推進する市の認定	Eを受けた団体					
補助事業の 内容・目的	中心市街地における商業の活性化を図るための事業に対し、市が補助金を交付することにより、市 内の商業振興及び地域経済の活性化に資することを目的とする。							
補助対象経費	報酬、賃金、報償費		设務費、委託費、使 原	月料及び賃借料、備品	品購入費。			
担当部課名	所属コード 084010	部名	課名	補助開始年度	平成16年度			
10 A ±1 —	章	活力あふれる「生活						
総合計画 施策体系	細節	活力のある産業振興						
	施策	商工業の振興						
予算事業名	商工業助成事業							
根拠規定等	茨木市商業タウンマ	?ネージメント事業補	捕助要綱					
	総額	1 交付先あたり補助額 各交付先ごとに補助額が異なる場合						
平成23年度			平均的な額	最も低い額	最も高い額			
補助実績(円)	1,879,000	1,879,000						
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定額● 一定割合○ その他	予算の範囲内で、補助対象経費の 2 分の 1 50%			50%			
	市	府	国	団体の管理的				
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有			
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先						

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	○ 非常に高い⑥ やや高い○ やや低い	活性化に向けた構想を策定し、市の認定を受けた団体「商 工会議所」が、中心市街地の活性化を図るために取り組 む、公益性の高い事業である。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高い● やや高い○ やや低い	市の認定を受けた団体が補助対象となるが、認定を受けた 茨木商工会議所が、市内で唯一の対象団体となっている。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高い● やや高い○ やや低い	本事業で実施している「茨木にぎわい亭」の運営では、商店の情報発信や市民の交流をはじめ、事業者等が取り組む、様々な地域活性化プロジェクトの活動拠点として機能している。また、若手商業者をにぎわいイベントへの P R 出店や販売促進セミナーなどを通じて育成している。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)
1	補助額の算定基準が明確である	● はい○ いいえ	
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	● はい○ いいえ	
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外	
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	補助要綱で、中心市街地の活性化を推進する団体として、 市の認定を受けた商工会議所を補助対象としている。
5	公募制を導入している	○ はい ● いいえ	中心市街地の活性化を推進する団体として、市の認定を受けた団体は、茨木商工会議所のみである。
6	団体の運営費に対して補助をしていな い	● はい○ いいえ○ 対象外	
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	はいいいえ対象外	
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	○ はい ● いいえ ○ 対象外	今後、委託事業への変更について可能性や有効性などを検 討する必要がある。
9	補助団体から別の団体へ再補助してい ない	はいいいえ対象外	
10	団体の事務局は団体自らが行っている	● はい○ いいえ○ 対象外	

4 今後の方向性

	〇 現行どおり継続		見直し内容	
	● 見直して継続	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先)	□補助対象経費
	() 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	☑ 委託等へ移行	✓その他	
1		説	明	
	公益性の高い事業ではあるが、事業の実の取り組み内容や執行方法(業務委託へ併せ見直す。			
2	次回の見直し年度	平成 27 年度		

5 補助金等見直し検討部会の検証

【茨木市商業タウンマネージメント事業】

項目	豊中市	池田市
同等補助金	○ 有 ● 無	有無
補助金名		中心市街地活性化対策事業
補助額()		8,944,000
事業内容		都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要とされる中心市街地において、中心市街地活性化基本計画における商業等の活性化のための事業を推進し、地域の振興による経済活動の活性化を図る。
補助対象		商店街振興組合、商店会、まちづくり会社(いけだ サンシー(株))
その他特記事項		平成21年度は、官民一体商店街連携イベント事業、 池田タウンインフォメーション開設事業が有り、22 年は無し
項目	吹田市	高機市
同等補助金	○ 有 ● 無	● 有
補助金名		中心市街地活性化推進事業補助金
補助額()		3,294,000
事業内容		中心市街地の活性化に資する事業を実施した場合、 その事業費の一部を補助する。
補助対象		・「高槻市中心市街地活性化基本計画」に記載され た事業の実施団体 ・中心市街地活性化を推進する団体
その他 特記事項		
項目	箕 面 市	摂 津 市
同等補助金	○ 有 ○ 無	○ 有 ● 無
補助金名	箕面市中心市街地活性化事業補助金	
補助額()	11,280,000	
事業内容	平成16年度に策定した「箕面市中心市街地活性化基本計画」及び「箕面市中小小売商業高度化事業構想 (TMO構想)」に記載する事業(補助対象:人件費の8割以内)	
補助対象	箕面FMまちそだて株式会社(市が出資する第3セ クター)	
	H22.7.1付け、旧TMO事業者だった「箕面わいわい (株)」と地元FM会社の「みのおコミュニティ放送 (株)」が合併し、箕面FMまちそだて(株)に再編。 平成22年度から2割カット(2,256千円) 9.024千円	

補助金等適正化検証シート(Ε-03)

1 補助金等の概要

補助金等名称	商工業振興事業補助金(共同施設設置事業)				
交付先の分類	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)				
交付の相手先	商業団体			平成23年度 交付者(団体)数	0
交付の相手先の要件	商店街、小売市場				
補助事業の 内容・目的		が共同で利用できるが いて商工業の振興を	■設を設置する事業被 ●図る。	浦助金を交付するこ 。	とにより市内の商業
補助対象経費	防災対策対応設備、 の整備等に係る経費	街路灯、共同便所、 [駐車(輪)場、アー	-チ、アーケード、〉	令暖房施設等の施設
	所属コード	部名	課名		
担当部課名	084010	産業環境部	商工労政課	補助開始年度	昭和54年度
総合計画	章	活力あふれる「生活	「躍動都市」の実現		
施策体系	細節 活力のある産業振興のまちづくり 施策 商工業の振興				
予算事業名	共同施設設置事業補				
根拠規定等	茨木市商工業振興事	¥補助要綱			
	総額	1 交付先あたり補助額			
平成23年度			平均的な額	最も低い額	最も高い額
補助実績(円)	0	0			
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)
補助額の算定方法	○定額	事業の区分に応じ、補助対象 限度額:防犯対策対応設備	経費の10%以内、20%以内、2	25%以内	
(対象経費に対して)	● 一定割合○ その他		万円、非法人団体1団体100万F 外 1団体1,500万円	7	10%,20%,25%
	市	府	国	団体の管理的	
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先			

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	○ 非常に高い⑥ やや高い○ やや低い	商店街等の利用者の利便性向上が図られる。 商店街等が整備する商業基盤施設は高額であることから、 補助金なしでは実施が困難である。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	非常に高い● やや高い○ やや低い	同種の活動団体であれば、同様の補助制度を活用すること ができる。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高い● やや高い○ やや低い	商店街等が整備する商業基盤施設は高額であることから、 少ない投資で有効な施設や設備の設置が可能となってい る。また、設置により利用者の利便性の向上につながって いるものであるが、今後、補助対象設備について、社会情 勢に合致した内容に見直すことで、さらなる利便性の向上 につなげていく。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)			
1	補助額の算定基準が明確である	● はい○ いいえ				
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	● はい○ いいえ				
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外				
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	● はい○ いいえ				
5	公募制を導入している	● はい○ いいえ				
6	団体の運営費に対して補助をしていな い	● はい○ いいえ○ 対象外				
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外				
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外				
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	● はい○ いいえ○ 対象外				
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外				
4	今後の方向性					
	〇 現行どおり継続		見直し内容			
	● 見直して継続○ 廃止	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先) ☑ 補助対象経費			
	(提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他			
1	÷¥ . nn					
	ごみ焼却炉など時代とともに活用されなくなった設備の廃止や、AEDなど新たに求められるようになってきた設備の導入など、社会情勢に合致した補助制度へ、26年度までに見直す。					
2	次回の見直し年度	平成 27 年度				
5	5 補助金等見直し検討部会の検証					

【商工業振興事業補助金(共同施設設置事業)】

項目	豊中市	池田市
同等補助金	有無	○ 有 ● 無
補助金名	商業団体共同施設設置等補助金	
補助額()	0	
事業内容	アーケードや街路灯、カラー舗装等地域商業団体の 行う共同施設整備に補助。	
補助対象	商店街振興組合、事業協同組合、協同組合等	
その他 特記事項		
項目	吹田市	高機市
同等補助金	有無	● 有 ○ 無
補助金名	商店街等商業共同施設設置事業補助金	商業団体振興補助金(共同施設設置整備事業)
補助額()	830,000	0
事業内容	商店街等が設置した共同施設の費用の一部を補助。	共同施設設置整備事業(ハード事業)に要する経費 の一部(20%もしくは10%)を補助
補助対象	商店街等の事業協同組合又は商店街振興組合、およびそれらの団体に準ずるもの	市内の商業団体
その他 特記事項		
項目	箕 面 市	摂津市
同等補助金	有 (無	有 (無
補助金名	商工業振興補助金(共同施設設置事業)	商工業活性化補助金(共同施設設置事業)
補助額()	0	0
事業内容	共同利用できる施設の設置に要する経費の一部 (30%以内、限度額:任意団体1,000万円・法人 2,000万円)	商業集積地の活性や安全安心に資する共同施設
補助対象	商工会議所、商店街及びその連合会、小売市場及び その連合会 等	摂津市商工会及びその加盟団体、商店街振興組合及 び事業協同組合、商店連合会及びその加盟団体 等
その他 特記事項		

補助金等適正化検証シート(Ε-04)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市商工業振興事業(共同事業:イベント関連)					
交付先の分類	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体			○ 公募(一定数	○ 公募(一定数の団体を選考)	
交付の相手先	総持寺本通商店街振	長興組合ほか 8団体		平成23年度 交付者(団体)数	9	
交付の相手先の要件	商店街、小売市場、	商店街又は小売市場	易の連合体、茨木市で	商業団体連合会		
補助事業の 内容・目的		「行う消費者を対象と 「ることを目的とする		こ対し、市が補助金:	を交付することによ	
補助対象経費	事業費(消耗品、備 費、イルミネーショ	品、賃借料、リース ロン飾り付け費等)。	料、出演料、講師料	、企画委託料、広告	宣伝費、会場設営	
	所属コード	部名	課名			
担当部課名	084010	産業環境部	商工労政課	補助開始年度	平成19年度	
総合計画	章	活力あふれる「生活				
施策体系	細節 施策	活力のある産業振興 商工業の振興	埋のまらつくり			
予算事業名	商工業助成事業					
根拠規定等	茨木市商工業振興事	事業補助要綱				
	総額	1 交付先あたり補助額		たごとに補助額が異れ	なる場合	
平成23年度 補助実績(円)	0 407 000		平均的な額	最も低い額	最も高い額	
Ħ助夫縜(口 <i>)</i>	3,487,000		387,000	103,000	636,000	
1851 4T - 65-4- 1 11	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)	
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定額● 一定割合○ その他	補助対象経費の50% 限度額:商店街・小売 商店街又は小	売市場 1団体50万円 \売市場の連合体 50万	万円×参加団体	50%	
BINT LAB	市	府	国	団体の管理的		
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	│ ● 無 ○ 有	
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先				

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高い● やや高い○ やや低い	消費者等を対象とするイベントが開催されることで、地域 ににぎわいを生み出し、多くの顧客や地域の方に楽しみを 提供している。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高い◆ やや高いかや低い	商業集積地を形成している地域において、規約を作り、共 同事業に取り組む団体を組織すれば、補助対象者となり得 る。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高い● やや高い○ やや低い	顧客や地域への謝恩のため、商店街が毎年定期的に実施しているイベントが多く、顧客等との関係性の維持や、地域コミュニティの発展に貢献している。

基本的視点			理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)			
1	補助額の算定基準が明確である	● はい○ いいえ				
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	● はい○ いいえ				
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外				
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	● はい○ いいえ				
5	公募制を導入している	● はい○ いいえ				
6	団体の運営費に対して補助をしていな い	はいいいえ対象外				
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	はいいいえ対象外				
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外				
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	はいいいえ対象外				
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外				
4	今後の方向性					
	〇 現行どおり継続		見直し内容			
	○ 見直して継続	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先) □ 補助対象経費			
	● 廃止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□ その他			
1	(ルボムダ王間の即反り心内守)	説	明			
	商店街に限らずまちづくり団体などからもよりよい提案を受けるため、26年度までに、現行の公募型補助金(産業活性化プロジェクト促進事業)などの活用へ移行する。					
2	次回の見直し年度	-				
5	5 補助金等見直し検討部会の検証					

補助金等名称 茨木市商工業振興事業(共同事業:イベント関連)

団体名	総持寺本通商店街振興組合ほか 8団体						
設立目的	組合員の相互扶助の精神にもとづき、組合員のために必要な共同事業を行なうとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行なうことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に 資することを目的とする。						
活動内容	販売促進事業部(歳末大売出し、街路灯のイルミネーション)、共同購入事業部(灯油集金、コピー・印刷・レイアウト料)、保険代行事業部(小規模企業共済、損害保険)、環境整備部(防犯カメラ設置、街路灯整備)、イベント事業部(夏祭り)						
設立年月	昭和 47 年 8 月 会費(年額) 一口1,000 円/人・団体						
会員(団体)数	25 人(うち市民 8 人) 団体の集合体の場合 団体						
決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉 人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該 事業分のみの決算状況を記載してください。							
	市補助金		105,000		補助対象経費	210,000	
	会費収入		115,500	当該補	(うち管理的経費)		
決算状況	事業収入			助事	(うち人件費)		
(平成23年度)	国・府補助金			業経費	補助対象外経費	10,500	
(単位:円)	その他補助金			A.	補助事業経費 計	220,500	
	その他の収入			当該補助事業・以外の経費			
	前年度繰越金						
	収入合計		220,500		支出合計	220,500	
	収入に占める 市補助の割合		47.6%	収支	(次年度繰越金)	0	

【茨木市商工業振興事業(共同事業:イベント関連)】

項目	豊中市	池田市
同等補助金	有無	● 有 ○ 無
補助金名	中小企業チャレンジ事業補助金	商業活性化イベント事業補助金
補助額()		150,000
事業内容	市内中小企業者等で構成されるグループや団体が新たに取り組む事業で、市内事業者のビジネス拡大や 市内での消費拡大が期待される事業	消費者を対象として催すイベント
補助対象		商店街振興組合、商店会連合会の加盟団体、市場会 連合会の加盟団体 等
その他 特記事項	H24年度から	
項目	吹田市	高機市
同等補助金	有無	● 有 ○ 無
補助金名	商工業団体事業活動促進補助金	商業団体振興補助金(組織強化事業)
補助額()		
事業内容	商工業団体が実施した活性化促進事業(調査、研 修、イベントなど)に対して費用の1/2(限度額 20万円)を補助。	商業団体が自らの組織化、経営の合理化、近代化等 商業の振興発展のために、消費者利便を勘案しなが ら、共同して団体の経済事業活動を実施した場合、 その事業費の一部を補助(イベントも対象)。
補助対象	事業協同組合、事業協働小組合、商店街振興組合、 その他構成員の2分の1以上が中小企業者である団体	市内の商業団体
その他 特記事項		
項目	箕 面 市	摂 津 市
同等補助金	有無	有無
補助金名	商工業振興補助金(恒常的イベント)	商工業活性化事業補助金(ソフト事業)
補助額()	0	110,438
事業内容	イベントの主催等に要する経費の一部(1/2以 内、限度額20万円)を補助	商工業の地域活性につながるソフト事業
補助対象	商工会議所、市内の商店街及びその連合会、小売市 場及びその連合会 等	摂津市商工会及びその加盟団体、商店街振興組合及 び事業協同組合、商店連合会及びその加盟団体 等
その他 特記事項		1 6 団体

補助金等適正化検証シート(Ε-05)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市商工業振興事業(共同事業:街路灯電灯料)								
交付先の分類	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)								
交付の相手先	総持寺本通商店街振興組合ほか 平成23年度 交付者(団体)数 13								
交付の相手先の要件	商店街、小売市場								
補助事業の 内容・目的	市内の商工業団体が行う商工業振興事業に対し、市が補助金を交付することにより、商業活性化を 促進し、もって商工業の振興を図ることを目的とする。								
補助対象経費	街路灯電灯料								
	所属コード	部名	課名						
担当部課名	084010	産業環境部	商工労政課	補助開始年度	昭和63年度				
総合計画	章								
施策体系	細節 活力のある産業振興のまちづくり 施策 商工業の振興								
予算事業名	商工業助成事業								
根拠規定等	茨木市商工業振興事	事業補助要綱							
	総額 1交付先あたり補助額 各交付先ごとに補助額が異なる場合								
平成23年度 補助実績(円)	1,599,000		平均的な額	最も低い額	最も高い額				
開助关線(口 <i>)</i> 			123,000	4,000	613,000				
	○全額	算定方法 補助対象経費に占める 補助金の割合(%)							
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額● 一定割合○ その他	団体が1月~12月の期 限度額 1団体500万円	制助対象経費)の25%	25%					
財源内訳(%)	市	府	国	団体の管理的					
	100%	0%	0%	経費への補助	○無●有				
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先							

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高いかや高いかや低い	商店街の活性化に寄与することに加え、買い物客等の安全 性を向上させるための事業である。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高い● やや高い○ やや低い	同種の活動団体であれば、同様の補助制度を活用すること ができる。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高い● やや高い○ やや低い	補助金の交付は、商店街の街路灯を維持し、買い物客等の 安全性と商店街振興に貢献している。

基本的視点			理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)					
1	補助額の算定基準が明確である	● はい○ いいえ						
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	● はい○ いいえ						
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外						
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	● はい○ いいえ						
5	公募制を導入している	● はい○ いいえ						
6	団体の運営費に対して補助をしていな い	はいいいえ対象外						
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	はいいいえ対象外						
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外						
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	● はい○ いいえ○ 対象外						
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外						
4	今後の方向性							
	● 現行どおり継続		見直し内容					
	○ 見直して継続	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先) □ 補助対象経費					
	〇 廃 止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□ その他					
1	AV 50							
	買い物客等の安全性確保といった公益性る。	生や、商業振興の観り	点から、本事業は有効であるため、今後も事業を継続す					
2	次回の見直し年度	平成 27 年度						
5	5 補助金等見直し検討部会の検証							

補助金等名称「茨木市商工業振興事業(共同事業:街路灯電灯料)

団体名	総持寺本通商店街振興組合ほか 12団体							
設立目的	組合員の相互扶助の精神にもとづき、組合員のために必要な共同事業を行なうとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行なうことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に 資することを目的とする。							
活動内容	販売促進事業部(歳末大売出し、街路灯のイルミネーション)、共同購入事業部(灯油集金、コピー*印刷・レイアウト料)、保険代行事業部(小規模企業共済、損害保険)、環境整備部(防犯カメラ設置、街路灯整備)、イベント事業部(夏祭り)							
設立年月	昭和 47 年 8 月 会費(年額) 一口1,000 円/人・団体							
会員(団体)数	25 人 (うち市民 8 人) 団体の集合体の場合 団体							
	決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助 事業分のみの決算状況を記載してください。							
	市補助金		147,000		補助対象経費	591,018		
	会費収入		550,329	当 該 補	(うち管理的経費)			
決算状況	事業収入			助事	(うち人件費)			
(平成23年度)	国・府補助金			業経費	補助対象外経費	106,311		
(単位:円)	その他補助金			尺	補助事業経費 計	697,329		
	その他の収入			当該補助事業*以外の経費				
	前年度繰越金							
	収入合計	697,329			支出合計	697,329		
	収入に占める 市補助の割合		21.1%	収支	(次年度繰越金)	0		

【茨木市商工業振興事業(共同事業:街路灯電灯料)】

同等補助金 う	項目		豊	中	市		池田市
補助額() 事業内容 補助対象 その他 特記事項 項目 吹田市 高槻市 同等補助金名 補助額() 事業内容 補助対象 その他 特記事項 項目 箕面市 現津 市 同等補助金名 補助対象 その他 特記事項 項目 資面 市	同等補助金		有	(•	無	○ 有 ● 無
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	補助金名						
補助対象 その他 特記事項 項目	補助額()						
その他 特記事項 項目 吹田市 高槻市 同等補助金 ○ 有 ⑥ 無 ○ 有 ⑥ 無 補助銀() 事業内容 補助対象 その他 特記事項 項目 第 面市 摂津市 同等補助金 ○ 有 ⑥ 無 ⑥ 有 ○ 無 補助銀() 第 無 ⑥ 有 ○ 無 補助の名 商工業活性化事業補助金(街路灯維持管理事業) 1,194,532 事業内容 商店街の街路灯の電気料金 補助対象	事業内容						
特記事項 項目	補助対象						
同等補助金	その他 特記事項						
補助金名 補助額() 事業内容 補助対象 その他 特記事項 項目	項目		吹	田 :	市		高機市
補助額() 事業内容 補助対象 その他 特記事項 項目	同等補助金		有	(•	無	○ 有 ● 無
事業内容 補助対象 その他 特記事項 項目	補助金名						
補助対象 その他 特記事項 項目 質面市 摂津市 同等補助金 ○ 有 ● 無 ● 有 ○ 無 補助金名 補助銀() 1,194,532 事業内容 補助対象 積助対象 通路がある。 商店街の街路灯の電気料金 「関連市商工会及びその加盟団体、商店街振興組合及び事業協同組合、商店連合会及びその加盟団体、等	補助額()						
その他 特記事項 項目 質 面 市 摂 津 市 同等補助金 ○ 有 ● 無 ● 有 ○ 無 補助金名 商工業活性化事業補助金(街路灯維持管理事業) 補助額() 1,194,532 事業内容 商店街の街路灯の電気料金 摂津市商工会及びその加盟団体、商店街振興組合及 び事業協同組合、商店連合会及びその加盟団体 等	事業内容						
項目	補助対象						
回等補助金	その他 特記事項						
補助金名 商工業活性化事業補助金(街路灯維持管理事業) 補助額() 1,194,532 事業内容 商店街の街路灯の電気料金 補助対象 摂津市商工会及びその加盟団体、商店街振興組合及び事業協同組合、商店連合会及びその加盟団体等	項目		箕	面	市		摂 津 市
補助額() 1,194,532 事業内容 商店街の街路灯の電気料金 補助対象 摂津市商工会及びその加盟団体、商店街振興組合及び事業協同組合、商店連合会及びその加盟団体、等	同等補助金	<u> </u>	有	(•	無	● 有○ 無
事業内容 商店街の街路灯の電気料金 補助対象 摂津市商工会及びその加盟団体、商店街振興組合及び事業協同組合、商店連合会及びその加盟団体等	補助金名						商工業活性化事業補助金(街路灯維持管理事業)
補助対象 ・ 摂津市商工会及びその加盟団体、商店街振興組合及び事業協同組合、商店連合会及びその加盟団体 等	補助額()						1,194,532
で事業協同組合、商店連合会及びその加盟団体等	事業内容						商店街の街路灯の電気料金
	補助対象						摂津市商工会及びその加盟団体、商店街振興組合及 び事業協同組合、商店連合会及びその加盟団体 等

補助金等適正化検証シート(Ε-06)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市商工業振興事業(共同事業:環境・交通対策)					
交付先の分類	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)					
交付の相手先	茨木阪急東中央商店	街		平成23年度 交付者(団体)数	1	
交付の相手先の要件	商店街、小売市場					
補助事業の 内容・目的		『行う商工業振興事業 『活性化を促進し、も				
補助対象経費	違法駐輪対策など商	店街等が取り組む地	地域の環境・交通対 策	策にかかる事業費		
1-11.1-1-	所属コード	部名	課名		_ ,	
担当部課名	084010	産業環境部	商工労政課	補助開始年度	平成14年度	
総合計画	章	活力あふれる「生活				
施策体系	細節 施策	活力のある産業振興 商工業の振興	せいよら ノくり			
予算事業名	商工業助成事業	110 > > > 1 / > > 1 / > > > 1 / > > > 1 / > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > > >				
根拠規定等	茨木市商工業振興事	事業補助要綱 「業補助要綱」				
	総額	1 交付先あたり補助額		もごとに補助額が異 ⁷		
平成23年度	05.000	05.000	平均的な額	最も低い額	最も高い額	
補助実績(円)	95,000	95,000				
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)	
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額● 一定割合○ その他	補助対象経費の25% 限度額 1団体50万円			25%	
	市	府	国	団体の管理的		
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有	
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先				

基本的視点			説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	非常に高い● やや高い○ やや低い	商店街周辺の路上駐輪を改善することで、安全で安心な環境が整い、買い物客の通行のしやすさや商業の振興に貢献している。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高い● やや高い○ やや低い	同種の活動団体であれば、同様の補助制度を活用すること ができる。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高いかや高い● やや低い	シルバー人材センターからの派遣人材を活用し、商店街周 辺の駐輪対策等を実施しているが、市の他部署でも類似す る対応を行っている。

基本的視点			理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)			
1	補助額の算定基準が明確である	● はい○ いいえ				
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	● はい○ いいえ				
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外				
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	現在は、商店街周辺の駐輪対策を行っている1商店街に補 助している。			
5	公募制を導入している	● はい○ いいえ				
6	団体の運営費に対して補助をしていない	● はい○ いいえ○ 対象外				
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外				
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	● はい○ いいえ○ 対象外				
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	● はい○ いいえ○ 対象外				
10	団体の事務局は団体自らが行っている	● はい○ いいえ○ 対象外				
4	今後の方向性					
	現行どおり継続		見直し内容			
	見直して継続	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先) □ 補助対象経費			
	● 廃止	□ 委託等へ移行				
1	(提案公募型補助制度の活用等)		明			
	当該補助事業は、交通対策の側面が強いことから、平成25年度までに廃止し、市の駐輪対策事業で実施する。					
2	次回の見直し年度	-				
5	補助金等見直し検討部会	会の検証	-			

補助金等名称が茨木市商工業振興事業(共同事業:環境・交通対策)

	茨木阪急東中央商	店街				
設立目的		本商店街が行う事業の繁栄と、資質の向上に必要な事業を推進すると共に 会員相互の協調と親睦を図り、もって商業の振興に寄与するものとする。				
活動内容	販売促進事業(大売り出し等の行事)、環境整備事業(自動車、自転車の 不法駐車及び街路灯の補修、管理、運営等)、渉外事業(茨木フェスティ バルへの参加)、福利厚生事業					
設立年月	昭和 年	月	会費(年	F額)		円/人・団体
会員(団体)数	31 人(うち市民 人) 団体の集合体の場合 団体				•	
		当該補助	助事業以	外がヨ	てください。ただし、 生たる事業である団(さい。	
	市補助金		95,000		補助対象経費	380,160
	会費収入	2	285,160	当該補助事	(うち管理的経費)	
決算状況	事業収入				(うち人件費)	
(平成23年度)	国・府補助金			業経費	補助対象外経費	
(単位:円)	その他補助金				補助事業経費 計	380,160
	その他の収入			当該補助事業*以外の経費		
	前年度繰越金					
	収入合計	3	380,160		支出合計	380,160
	収入に占める 市補助の割合		25.0%	収支	(次年度繰越金)	0

【 茨木市商工業振興事業 (共同事業:環境・交通対策) 】

項目		豊	中	市			池	田	市	
同等補助金	\circ	有		•	無	\bigcirc	有		•	無
補助金名										
補助額()										
事業内容										
補助対象										
その他 特記事項										
項目		吹	田	市			高	槻	市	
同等補助金	\circ	有		•	無	0	有		•	無
補助金名										
補助額()										
事業内容										
補助対象										
その他 特記事項										
項目		箕	面	市			摂	津	市	
同等補助金	0	有		•	無	\bigcirc	有		•	無
補助金名										
補助額()										
事業内容										
補助対象										
その他 特記事項										

補助金等適正化検証シート(Ε-07)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市商工業振興事業(共同事業:商い魅力アップ事業)				
交付先の分類	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)				
交付の相手先	JR茨木東 3 商店街			平成23年度 交付者(団体)数	1
交付の相手先の要件	商店街、小売市場				
補助事業の 内容・目的		「行う、商店街等の魁 車を図ることを目的と		業に対し、市が補助:	金を交付することに
補助対象経費	賃金、報償費、需用 く。]費、役務費、委託費	置、使用料及び賃借料	料等。ただし、需用質	費のうち食料費は除
1-11.1-1-	所属コード	部名	課名		_ ,
担当部課名	084010	産業環境部	商工労政課	補助開始年度	平成22年度
総合計画	章	活力あふれる「生活			
施策体系	細節 施策	活力のある産業振興 商工業の振興	せいよら ノくり		
予算事業名	商工業助成事業	110 > > > 1 / > > 1 / > > > 1 / > > > 1 / > > > 1 / > > > >			
根拠規定等	茨木市商工業振興事	事業補助要綱 「 基本			
	総額	1 交付先あたり補助額		<u>もごとに補助額が異</u> れ	
平成23年度	500 000	500 000	平均的な額	最も低い額	最も高い額
補助実績(円)	500,000	500,000			
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額● 一定割合○ その他	補助対象経費の50% 限度額 1団体50万円			50%
	市	府	国	団体の管理的	
財源内訳(%)	50%	50%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先			

基本的視点			説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	○ 非常に高い⑥ やや高い○ やや低い	当補助金を活用して、こどもの一時預かりや学習指導を行う「商店会寺子屋」などの事業を実施し、地域社会に貢献している。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高い● やや高い○ やや低い	同種の活動団体であれば、同様の補助制度を活用すること ができる。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高い● やや高い○ やや低い	こどもの一時預かりや学習指導を行う「商店会寺子屋」など商店街等の魅力を向上させるとともに、地域社会にも貢献している。 補助対象は商店街等に限定されるが、商店街の創意工夫による取り組みを柔軟に支援できる補助金制度が適切である。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)			
1	補助額の算定基準が明確である	● はい○ いいえ				
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	● はい○ いいえ				
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外				
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	● はい○ いいえ				
5	公募制を導入している	● はい○ いいえ				
6	団体の運営費に対して補助をしていな い	● はい○ いいえ○ 対象外				
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	はいいいえ対象外				
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	はいいいえ対象外				
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	● はい○ いいえ○ 対象外				
10	団体の事務局は団体自らが行っている	● はい○ いいえ○ 対象外				
4	今後の方向性					
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		見直し内容			
	○ 見直して継続	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先) □ 補助対象経費			
	● 廃止 (提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□ その他			
1	(龙木石芬兰南如阿及沙门门马)	説	明			
	さらに事業効率を高めるため、25年度クト促進事業)と整理・統合を行う。	要までに、商工労政語	果で行っている現行の公募型補助金(産業活性化プロジェ			
2	次回の見直し年度	平成 27 年度				
5						

補助金等名称が茨木市商工業振興事業(共同事業:商い魅力アップ事業)

	1						
団体名	JR茨木東 3 商店街	Ī					
設立目的	会員(JR駅前商店会、茨木駅前本通商店会、中条まちづくり商店会の地区内において事業を行う者及び行おうとする者で、各商店会より推薦された者)相互の繁栄と親睦を図り、地元茨木市の発展に寄与することを目的とする。						
活動内容	上記目的を達成するための事業を行う。						
設立年月	平成 19 年 4	月	会費(5	丰額)	0	円/人・団体	
会員(団体)数	8 人(うち市民 8 人) 団体の集合体の場合 団体						
	決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助事業分のみの決算状況を記載してください。						
	市補助金		500,000		補助対象経費	4,000,000	
	会費収入		0	当該補助事	(うち管理的経費)	1,485,712	
決算状況	事業収入		928,500		(うち人件費)	2,514,288	
(平成23年度)	国・府補助金	2,	000,000	業経費	補助対象外経費	0	
(単位:円)	その他補助金		0	具	補助事業経費 計	4,000,000	
	その他の収入		771,500	当該社	輔助事業*以外の経費	200,000	
	前年度繰越金						
	収入合計	4,	200,000		支出合計	4,200,000	
	収入に占める 市補助の割合		11.9%	収支	(次年度繰越金)	0	

【茨木市商工業振興事業(共同事業:商い魅力アップ事業)】

項目	豊中市	池田市	
同等補助金	有無	○ 有 ● 無	
補助金名	地域商業団体による暮らし応援事業補助金		
補助額()	407,767		
事業内容	市主催のセミナーを受講するか、または自ら勉強会 等を開催した上で計画した販売促進事業及び販売促 進事業を効果的に行うために実施する広告・宣伝事 業		
補助対象	登録商業団体		
その他 特記事項	30件		
項目	吹田市	高槻市	
同等補助金	● 有 ○ 無	○ 有 ● 無	
補助金名	商店街等魅力向上促進事業補助金		
補助額()			
事業内容	商店街等が実施した「経営改善」や「まちづくり」 などの視点から取り組む先導的な事業、及び空き店 舗を借り上げ共同施設やチャレンジショップなどに ついて活用する事業に対して費用の一部を補助。		
補助対象	商店街等の事業協同組合、もしくは商店街振興組 合、またはこれらの連合会 等		
その他 特記事項			
項目	箕 面 市	摂 津 市	
同等補助金	有無	○ 有 ● 無	
補助金名	商工業振興補助金		
補助額()	2,340,000		
事業内容	時流にあった臨時的なイベント(100円商店街な どの取組が対象)		
補助対象	商工会議所		
その他 特記事項			

補助金等適正化検証シート(Ε-08)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市商工業振興事業(共同事業:駐車(輪)場借上料)					
交付先の分類	○ 不特定の個人・	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)				
交付の相手先	北茨木名店街			平成23年度 交付者(団体)数	1	
交付の相手先の要件	商店街、小売市場					
補助事業の 内容・目的	市内の商工業団体が 中小企業の経営改善	『行う駐車(輪)場債 『ほび商業活性化を仮	昔上料事業に対し、₹ B進し、もって商工業	市が補助金を交付す ≹の振興を図ること [▽]	ることにより、市内 を目的とする。	
補助対象経費	駐車(輪)場借上料	1.				
1-11.1-1-	所属コード	部名	課名		_ , ,	
担当部課名	084010	産業環境部	商工労政課	補助開始年度	平成5年度	
総合計画	章 細節	活力あふれる「生活 活力のある産業振興				
施策体系	施策	商工業の振興	せいよりフトリ			
予算事業名	商工業助成事業					
根拠規定等	茨木市商工業振興事	事業補助要綱 「業補助要綱」				
	総額	1 交付先あたり補助額		たごとに補助額が異な		
平成23年度 補助実績(円)	500,000	F00, 000	平均的な額	最も低い額	最も高い額	
M	500,000	500,000				
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)	
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額● 一定割合○ その他	補助対象経費の20% 限度額 1団体50万円			16%	
	市	府	国	団体の管理的		
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有	
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先				

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	○ 非常に高い⑥ やや高い○ やや低い	商店街を利用する消費者の利便性を実現する事業である。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	非常に高い● やや高い○ やや低い	同種の活動団体であれば、同様の補助制度を活用すること ができる。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高い● やや高い○ やや低い	郊外型の商店街等では、自動車での来客が多く、駐車場の 確保が重要であることから、当補助事業は有効に機能して いる。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)				
1	補助額の算定基準が明確である	● はい○ いいえ					
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	● はい○ いいえ					
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外					
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	○ はい ● いいえ	現在は、顧客のため駐車場を借り上げている1商店街に補 助している。				
5	公募制を導入している	● はい○ いいえ					
6	団体の運営費に対して補助をしていない	● はい○ いいえ○ 対象外					
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外					
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	● はい○ いいえ○ 対象外					
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	● はい○ いいえ○ 対象外					
10	団体の事務局は団体自らが行っている	● はい○ いいえ○ 対象外					
4	今後の方向性						
	● 現行どおり継続		見直し内容				
	│ ○ 見直して継続 │ ○ 廃 止	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先) □ 補助対象経費				
	(提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□その他				
1		説 	明				
	郊外型の商店街等では、自動車での来客が多く、駐車場の確保が重要であることから、当補助事業は有効に機能しているものである。また、補助事業としては、同様の団体であれば活用できるものであるが、現在、対象団体が一つしかないことから、平成26年度までに、公平性等の観点から検証する。						

5 補助金等見直し検討部会の検証

2 次回の見直し年度

平成 27 年度

補助金等名称 茨木市商工業振興事業(共同事業:駐車(輪)場借上料)

団体名	北茨木名店街							
設立目的	相互扶助の精神に基づき商店に必要な事業を行い、もって自主的な経済活 動を促進し、親睦と発展に貢献することを目的とする。							
活動内容	北茨木名店街発展を目的とする事業の企画、調査、研究、広報活動等							
設立年月	昭和 年	月	会費(左	F額)	180,000	円/人・団体		
会員(団体)数	17 人 (うち市民 16 人) 団体の集合体の場合 団体							
	決算状況は、団体の全体収支を記載してください。ただし、社会福祉法人・株式会社等、当該補助事業以外が主たる事業である団体は、当該補助 事業分のみの決算状況を記載してください。							
	市補助金		500,000		補助対象経費	3,098,572		
	会費収入	2,	598,572	当該補助事	(うち管理的経費)			
決算状況	事業収入				(うち人件費)			
(平成23年度)	国・府補助金			業経費	補助対象外経費			
(単位:円)	その他補助金			IK	補助事業経費 計	3,098,572		
	その他の収入			当該袖	輔助事業*以外の経費			
	前年度繰越金							
	収入合計	3,	098,572		支出合計	3,098,572		
	収入に占める 市補助の割合		16.1%	収支	〔(次年度繰越金)	0		

【茨木市商工業振興事業(共同事業:駐車(輪)場借上料)】

項目	豊	中	市				池	田	市	
同等補助金)有		•	無	(\subset	有		•	無
補助金名										
補助額()										
事業内容										
補助対象										
その他 特記事項										
項目	吹	田	市				高	槻	市	
同等補助金)有		•	無	(C	有		•	無
補助金名										
補助額()										
事業内容										
補助対象										
その他 特記事項										
項目	箕	面	市				摂	津	市	
同等補助金)有		•	無	(\mathcal{C}	有		•	無
補助金名										
補助額()										
事業内容										
補助対象										
その他 特記事項										

補助金等適正化検証シート(Ε-09)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市商工業振興事業 (商業活性化対策事業)							
交付先の分類	○ 不特定の個人・団体 ● 特定種類の団体 ○ 公募(一定数の団体を選考)							
交付の相手先	商業団体			平成23年度 交付者(団体)数	0			
交付の相手先の要件	商店街、小売市場							
補助事業の 内容・目的		市内の商工業団体が団体全体の活性化を図るために行う小売市場の全面改装、情報システムの構築、商店街全体のイメージアップを図り施設に装飾を施す事業に対し、補助金を交付することで商工業の振興を図る。						
補助対象経費	イメージアップを図	、情報システムの構 回り施設に装飾を施す		\、活性化計画策定	事業、商店街全体の			
	所属コード	部名	課名					
担当部課名	084010	産業環境部	商工労政課	補助開始年度	昭和63年度			
総合計画	章	活力あふれる「生活						
施策体系	細節 施策	活力のある産業振興 商工業の振興	見のまらつくり					
予算事業名	商業活性化対策事業	B						
根拠規定等	茨木市商工業振興事	事業補助要綱 「業補助要綱」						
	総額	1 交付先あたり補助額		もごとに補助額が異 ⁷				
平成23年度			平均的な額	最も低い額	最も高い額			
補助実績(円)	0	0						
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)			
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定 額● 一定割合○ その他	小売市場改装:補助対象経費の25%、限度額1団体1,000万円 情報化事業:補助対象経費の25%、限度額1団体300万円 活性化計画策定事業:補助対象経費の50%、限度額1団体200万円 商店街がメージ・アップ・創出事業:補助対象経費の25%、限度額1団体50万円						
5155-1-45	市	府	国	団体の管理的				
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	● 無 ○ 有			
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先						

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	○ 非常に高い⑥ やや高い○ やや低い	小売市場の機能を更新する改装工事など、商業の活性化を 図る事業を補助することにより、消費者の買い物利便性等 を高めている。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補助額が公平か。	非常に高い● やや高い○ やや低い	同種の活動団体であれば、同様の補助制度を活用すること ができる。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高い● やや高い○ やや低い	小売市場の改装から商店街の活性化計画策定まで、幅広い 取り組みを支援し、商店街等の活性化につながっている。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)				
1	補助額の算定基準が明確である	● はい○ いいえ					
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	● はい○ いいえ					
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外					
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	● はい○ いいえ					
5	公募制を導入している	● はい○ いいえ					
6	団体の運営費に対して補助をしていな い	● はい○ いいえ○ 対象外					
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外					
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	● はい○ いいえ○ 対象外					
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	● はい○ いいえ○ 対象外					
10	団体の事務局は団体自らが行っている	● はい○ いいえ○ 対象外					
4	今後の方向性						
	〇 現行どおり継続		見直し内容				
	● 見直して継続 ○ 廃止	□補助額(率)	□ 補助対象(交付先) □ 補助対象経費				
	(提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	☑ その他				
1		説	明				
	小売市場改装など投資額が大きいため、 あるが、26年度までに、共同施設設置		商店街等への当該補助事業は有効に機能しているもので 合も含め見直す。				
2	次回の見直し年度	平成 27 年度					
5	補助金等見直し検討部会の検証						

補助金等名称
茨木市商工業振興事業(商業活性化対策事業)

団体名						
設立目的						
活動内容						
設立年月	昭和 年	月	会費(5	丰額)		円/人・団体
会員(団体)数	人(う?	ち市民		人)		
22 (HII)	団体の集合体の場	启		団体		
	決算状況は、団体 人・株式会社等、 事業分のみの決算	当該補	助事業り	∖外が∃	<mark>てください。ただし</mark> 、 生たる事業である団(さい。	社会福祉法 本は、当該補助
	市補助金			N/A	補助対象経費	
	会費収入			当該補助事	(うち管理的経費)	
決算状況	事業収入			助事	(うち人件費)	
(平成23年度)	国・府補助金			業経費	補助対象外経費	
(単位:円)	その他補助金			Y.	補助事業経費 計	
	その他の収入			当該補	輔助事業*以外の経費	
	前年度繰越金					
	収入合計				支出合計	
	収入に占める 市補助の割合			収支	(次年度繰越金)	

【茨木市商工業振興事業(商業活性化対策事業)】

項目	豊中	市			池 田	市	
同等補助金	〇 有	● 無		0	有	• #	#
補助金名							
補助額()							
事業内容							
補助対象							
その他 特記事項							
項目	吹田	市			高槻	市	
同等補助金	〇 有	● 無		•	有	O #	#
補助金名				商業団体振興補助	金(情報化	化システ.	ム構築事業)
補助額()							0
事業内容				情報化システム構 費の一部(50%		ソフト事	業)に要する経
補助対象				市内の商業団体			
その他 特記事項							
項目	箕 面	市			摂 津	市	
同等補助金	● 有	〇 無		•	有	O #	#
補助金名	商工業振興補助金			商工業活性化補助	金(活性化	化計画策!	定事業)
補助額()			413,000				0
事業内容	販売促進のための調査研究・ 情報化推進	計画策定		商店街等の活性化	計画策定な	などの取得	組
補助対象	商工会議所、商店街、小売市均	場等		摂津市商工会及び び事業協同組合、			
その他 特記事項							

補助金等適正化検証シート(Ε-10)

1 補助金等の概要

補助金等名称	茨木市商店街活力アップ支援事業								
交付先の分類	● 不特定の個人・	·団体	定種類の団体	○ 公募(一定数	女の団体を選考)				
交付の相手先				平成23年度 交付者(団体)数	3				
交付の相手先の要件		【は小売市場)、商工 話舗へ出店する個人又		Eめる要件に該当す [。]	るもの)				
補助事業の 内容・目的		空き店舗を効果的に活用し、商業集積地としての利便性向上とともに、商店街等の組織力の強化を 図り、地域商業の発展につなげる。内容はにぎわい店舗創出事業、商店街魅力向上事業、チャレン ジショップ事業							
補助対象経費	改装工事費、賃借料	4							
1-11.1-1-	所属コード	部名	課名		_ ,				
担当部課名	084010	産業環境部 商上労政課		補助開始年度	平成21年度				
総合計画	章	活力あふれる「生活 活力のある産業振興							
施策体系	細節 施策		せいよらりくり						
予算事業名	商工業助成事業								
根拠規定等	茨木市商店街活力ア	"ップ支援事業補助要							
	総額	1 交付先あたり補助額		たごとに補助額が異れ					
平成23年度 補助実績(円)	444 000		平均的な額	最も低い額	最も高い額				
情助关旗(口 <i>)</i>	441,000		147,000	25,000	316,000				
	○全額		算定方法		補助対象経費に占める 補助金の割合(%)				
補助額の算定方法 (対象経費に対して)	○ 定額● 一定割合○ その他	にぎわい店舗創出:改装工事費は25%、賃借料は1年間の25%(限度額)改装工事費は200万円、賃借料は月額5万円 商店街魅力向上・チャレンダショップ:改装工事費は50%、賃借料は1年間の25%(限度額)改装工事費は市内居住者50万円、市外居住者25万円。賃借料は市内居住者月額5万円、市外居住者月額2.5万円							
	市	府	国	団体の管理的					
財源内訳(%)	100%	0%	0%	経費への補助	○無●有				
他団体への支出	●無 ○有	有の場合は 交付先							

	基本的視点		説 明
1	公益性 ・不特定多数の利益の実現を図る ものか。 ・採算性等により民間事業者では 実施されない事業か。	○ 非常に高い⑥ やや高い○ やや低い	空き店舗に魅力的な商店が新規立地することにより、多く の消費者の利便性が向上する。
2	公平性 ・同様の活動を行っている団体等 であれば、誰でも補助を受ける 機会が確保されているか。 ・同種同規模の活動団体間で、補 助額が公平か。	非常に高い● やや高い○ やや低い	対象業種など補助の要件に該当すれば、公平に補助を受けることができる。
3	有効性 ・補助金額に見合う効果があるか。 ・委託や直接執行よりも補助金等 執行が適切であるか。	非常に高い● やや高い○ やや低い	当補助事業により商店街内の空き店舗が解消され、消費者の利便性が高まるとともに、新規出店者が商店街に加入することにより組織力が強化される。

	基本的視点		理由と今後の対応(「いいえ」の場合のみ)				
1	補助額の算定基準が明確である	● はい○ いいえ					
2	補助額は、補助対象経費の1/2以内 である	● はい○ いいえ					
3	国・大阪府の補助制度の場合、上乗せ 補助はしていない	○ はい ○ いいえ ● 対象外					
4	交付先の要件は明確であるとともに、 補助対象は偏っていない	● はい○ いいえ					
5	公募制を導入している	● はい○ いいえ					
6	団体の運営費に対して補助をしていない	● はい○ いいえ○ 対象外					
7	補助事業に直接関係しない視察・研修 旅費等を補助対象経費としていない	● はい○ いいえ○ 対象外					
8	委託や直接執行等ではなく補助金とし ての支出が適している	● はい○ いいえ○ 対象外					
9	補助団体から別の団体へ再補助していない	● はい○ いいえ○ 対象外					
10	団体の事務局は団体自らが行っている	はいいいえ対象外					
4	今後の方向性						
	○ 現行どおり継続		見直し内容				
	○ 見直して継続	□ 補助額(率)	□ 補助対象(交付先) □ 補助対象経費				
	廃止(提案公募型補助制度の活用等)	□ 委託等へ移行	□ その他				
1	(1000-100-100-100-100-100-100-100-100-10	説	明				
	制度の利用頻度を高めるため、平成 2 6 年度までに、商店街以外の店舗も対象となる、小売店舗改築(改装)事業との整理・統合を進め、さらに市内商業の振興に有効な制度の創出を図る。						
2	次回の見直し年度	平成 27 年度					
5							

【茨木市商店街活力アップ支援事業】

項目	豊中市	池田市
同等補助金	○ 有 ● 無	○ 有 ● 無
補助金名		
補助額()		
事業内容		
補助対象		
その他 特記事項		
項目	吹田市	高機市
同等補助金	有無	○ 有 ● 無
補助金名	商店街等魅力向上促進事業補助金	
補助額()		
事業内容	商店街等が実施した「経営改善」や「まちづくり」 などの視点から取り組む先導的な事業、及び空き店 舗を借り上げ共同施設やチャレンジショップなどに ついて活用する事業に対して費用の一部を補助。	
補助対象	商店街等の事業協同組合、もしくは商店街振興組 合、またはこれらの連合会 等	
その他 特記事項		
項目	箕 面 市	摂 津 市
同等補助金	有無	● 有 ○ 無
補助金名	商工業振興補助金(空き店舗活用事業)	商工業活性化補助金(空き店舗等活用促進事業)
補助額()	0	0
事業内容		商店街が空き店舗を借り上げ、文化共用施設や魅力 を高める店舗、不足業種の店舗など、定着が見込め る施設を誘導し、地域の活性化につながる事業
補助対象	商工会議所、商店街及びその連合会、小売市場及び その連合会	摂津市商工会及びその加盟団体、商店街振興組合及 び事業協同組合、商店連合会及びその加盟団体 等
その他 特記事項		
4 111 4	+ 10 6 HUDE (W /L - CD)	